

裁判員法の立法過程(3)

柳瀬昇

信州大学法学論集 第10号 別刷
2008年

裁判員法の立法過程(3)

柳瀬昇

- 一 討議民主主義理論と議会における審議の意義
- 二 裁判員法の立法過程
 - (一) 前史
 - (二) 司法制度改革審議会における議論（第1ステージ）（以上、第8号）
 - (三) 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会における議論（第2ステージ）
（以上、前号）
 - (四) 国会における議論（第3ステージ）
 - 18 国会での議論の概要
 - 19 衆議院での議論
 - 20 参議院での議論
（以上、本号）
- 三 アクター間の利害の衝突と調整
（以下、次号）

二 裁判員法の立法過程

(四) 国会における議論（第3ステージ）¹⁷¹

18 国会での議論の概要

2004年3月2日、裁判員法案は、改正刑事訴訟法案（政府案）とともに、国会¹⁷²に提出され、16日、衆議院本会議で趣旨説明と質疑が行われ、同日、

¹⁷¹ 本節では、国会での裁判員法案の審議における議論について、やや詳細に検討していく。その理由は、一般的に、国会によって制定された法律の解釈や運用にあたり、国会での審議（本会議での審議のみならず、委員会での審査を含む）における議員と法律案提出者との間の議論が非常に重要な意義を有するからである。例えば、内閣提出法律案に関していえば、中島誠氏は、国会での審議における質疑の意味として、「国会答弁は、民主的正統性を有する国会という公式の場で、現状認識及び政策に関する内閣・政府としての見解を表明するものである。行政の遂行にあたっては、国民の理解と協力を得るべく……見解表明とともに、広報活動を展開する必要があるが、見解表明の究極の場が国会答弁である。国会は内閣・政府の活動をチェックする権能を有し、また予算案や法律案の成立には国会での審議が不可欠である。国会において虚偽、不誠実な答弁を行うことは国民に対する背信行為であり、国会運営を紛糾させることとなり、また答弁したことについては、内閣・政府としては実行する政治的義務が生じる」と述べており（中島誠『立法学【新版】』（法律文化社、2007年）216–217頁）、また、川崎政司氏は、「政府は、自己の政策や活動に法律の形で正当性や根拠を与えてもらうべく、議会に法律案を提出し、その合理性の説明に努め、その承認を積極的に働きかけることになるのである。それに対して、議会は、正統性を付与するに当たっては、法律の必要性、合理性等について精査することが求められ、そこでの議論は法律の執行・運用にも影響を及ぼすことになるとともに、特に政府側の答弁は、政省令の制定、法律の執行・運用における自己拘束につながり、事実上の拘束力をもつことにもなるともいえる」と主張している（川崎政司「国会審議の機能と評価に関する一考察（一）」議会政治研究75号（2005年）6頁）。本稿では、裁判員法の国会審議における法務大臣や政府参考人の答弁に注目するが、それは、「国会という公開の場で大臣・副大臣・政府参考人等が行った答弁というのは、大きな重みをもち、その執行において仮にそれと異なる解釈・運用を行った場合には後に責任を追及されることにもなりかねず、事実上、行政の側は国会審議での答弁・説明等に自己拘束されることになる」（川崎政司「国会審議の機能と評価に関する一考察（二）」議会政治研究76号（2005年）91頁）からである。すなわち、国会審議における政府側の答弁・説明等は、内閣提出法律案の起草者意思（これは、必ずしも立法者意思とは一致しない。なお、一定の条件の下で、提案理由説明での法律案の提出者側による法律の具体的な趣旨等についての言及や質疑における答弁を立法者意思と同視しうとする議論

同じく改正刑事訴訟法案とともに、衆議院法務委員会に付託された。

衆議院法務委員会¹⁷³では、4月2日、趣旨説明が行われ、法案は質疑に入った。質疑は、同日のほか、6日、7日、9日、12日、13日、14日、16日、20日、21日に行われ、このうち、6日と14日には、参考人質疑が行われ、12日には、公聴会が開催された。なお、14日からは、総合法律支援法案（第159回閣法第69号）と、20日からは、後述する民主党の改正刑事訴訟法案と、それぞれ合わせて審査された。21日に質疑が終局し、23日、裁判員法案及び改正刑事訴訟法案（政府案）に対して、自民党、公明党及び民主党の3会派共同提案による修正案が提出され、採決の結果、両法案は修正議決すべきもの

として、川崎政司「国会審議の機能と評価に関する一考察（三）」議会政治研究77号（2006年）97頁がある）の公式的な表明であり、かつ、それが成立したのちは、当該法律を執行する行政機関の公式的な見解にもなるといえる。もとより、起草者・立法者意思の探求などの歴史的解釈（例えば、田中成明教授は、これを「法規の成立過程、とくに法案・その理由書・立案者の見解および議事録などのいわゆる立法資料を参考にして、法規の歴史的意味内容を解明することによってなされる解釈」と定義する（田中成明『法学入門』（有斐閣、2005年）172頁））は、法令の解釈技法のうちの1つにすぎない（唯一の正しい解釈技法であるとはいえない）。しかしながら、それが、法令の制定当時の立法府ないし行政による法令の有権（公権）解釈であるという点は、過小評価されるべきではなかろう。

¹⁷² 第159回国会（2004年通常国会）は、2004年1月19日に召集され、6月16日に閉会した。この国会では、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく自衛隊の派遣についての国会承認、平成15年度補正予算・平成16年度総予算、国民年金法等の一部を改正する法律案など社会経済と調和した持続可能な制度の構築などのための年金制度改革関連法案、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案をはじめとする有事法制関連7法案3条約、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案をはじめとする道路公団等民営化関連法案の審議が主な焦点となった。

¹⁷³ 衆議院法務委員会（委員数35名）の会派別委員割当て数は、自民党18名（うち、委員長1名、理事4名）、民主党13名（うち、理事3名）、公明党3名（うち、理事1名）、グループ改革1名であり、共産党と社民党には委員の割当てがなかった。なお、グループ改革とは、第43回衆議院議員総選挙で当選した自民党系無所属の新人議員5名によって2003年11月に結成された会派であり、その後、2004年6月に解散し、会派を構成していた議員は、全員、自民党会派に所属することになった（したがって、第159回国会会期終了時の自民党割当委員数は19名となるが、うち1名は、法務委員会が裁判員法案を審査していた期間は、グループ改革に所属する委員として活動していた）。

と決せられた（合わせて審査された改正刑事訴訟法案（民主党案）は、賛成少数で否決すべきものと決せられた）。

裁判員法案は、2つの改正刑事訴訟法案とともに、同日、衆議院本会議に上程され、委員長の報告の後、異議なし採決により、修正議決された（合わせて審査された改正刑事訴訟法案（民主党案）は、起立少数により否決され、改正刑事訴訟法案（政府案）は、起立多数により修正議決された）。その後、裁判員法案は、改正刑事訴訟法案（政府案）とともに、直ちに参議院に送付された。

参議院では、28日、本会議で趣旨説明と質疑が行われ、改正刑事訴訟法案（政府案）とともに、同日、法務委員会に付託された。

連休が明けて、参議院法務委員会¹⁷⁴では、5月11日、趣旨説明と衆議院修正部分の説明が行われ、法案は質疑に入った。質疑は、同日のほか、13日、17日、18日、20日に行われ、このうち、13日には、参考人質疑が、17日には、2班に別れて委員派遣（いわゆる地方公聴会¹⁷⁵）が行われた（17日の委員派遣のみ、総合法律支援法案との一括審査）。20日に質疑が終局し、同日、共産党から修正動議が提出されたが、修正案は賛成少数で否決され、原案が全会一致で可決すべきものと決せられた。

法案は、翌21日、参議院本会議で、賛成180、反対2で可決され、成立した（なお、一括して議題とされた改正刑事訴訟法案（政府案）は、賛成160、反対22で可決され、成立した）。

なお、司法制度改革関連法案の審査にあたっては、衆議院・参議院いずれにおいても、特別委員会は設置されず、裁判員法案も、他の司法制度改革関

¹⁷⁴ 参議院法務委員会（委員数21名）の会派別委員割当て数は、自民党9名（うち、理事2名）、民主党6名（うち、理事1名）、公明党2名（うち、委員長1名、理事1名）、共産党1名、無所属2名（参議院議長である倉田寛之議員と副議長である本岡昭次議員である）であり、社民党、無所属の会及びみどりの会議には委員の割当てがなかった（欠員1名）。なお、無所属の2名の委員は、裁判員法案の審査中、一度も委員会には出席しなかった。

¹⁷⁵ 浅野一郎・河野久=編著『新・国会事典』（有斐閣、2003年）175頁参照。

連法案とともに、両院の法務委員会で審査された。

19 衆議院での議論

2004年3月16日の衆議院本会議では、国土交通委員会からの上がり法案¹⁷⁶の採決の後、野沢太三法務大臣が、裁判員法案の趣旨説明を行い、これに対して、桜井郁三衆議院議員（自民党）と小林千代美衆議院議員（民主党）から質疑がなされた。

桜井議員は、自民党と公明党を代表して¹⁷⁷、野沢大臣に対して、裁判員制度の導入の意義、裁判員となる国民の負担、裁判員制度導入のための準備について、質問した。

このうち、裁判員制度の導入の意義について、野沢大臣は、「広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判の内容に反映されることによりまして、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになるという重要な意義があるものと考えております。加えて、裁判が迅速に行われるようになり、また、裁判の手続や判決が国民にとってわかりやすいものになることも期待されるところであります」と答弁した¹⁷⁸。制度の意義としては、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上に資するためという裁判員法1条にいう趣旨を述べるだけでなく、迅速な裁判とわかりやすい裁判の実現という裁判員制度の効果の側面を合わせ述べている点に注意したい¹⁷⁹。

¹⁷⁶ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第10号）。

¹⁷⁷ 桜井議員は、所属する自民党だけではなく、連立して与党となっている公明党をも代表して質問を行っている（官報号外第159回国会衆議院会議録第15号2頁）。桜井議員は、与党の議員であるが、内閣提出の裁判員法案に対して、「現状では、裁判員制度を実際に支える国民の理解と支持が十分にあるとは言いがた」く、「若干の危惧を覚える」と指摘した点（同頁）は注目に値しよう。

¹⁷⁸ 官報号外第159回国会衆議院会議録第15号3頁。

小林議員は、民主党を代表して、野沢大臣に対して、裁判員制度の理念、合議体の構成、評決の要件¹⁸⁰、国民への広報、思想・信条による裁判員の辞退の具体的基準、裁判員義務の延期制度や労働者が裁判員の職務を行うための特別の休暇制度の創設、自営業者の経済的な負担を軽減する措置、守秘義務とその違反に対する罰則¹⁸¹、裁判員等に対する接触の規制（禁止）¹⁸²、証拠

¹⁷⁹ 裁判員制度導入の意義については、その後、同様の質問がなされた場合には、基本的に同様の答弁がなされている（例えば、参議院本会議における木庭健太郎参議院議員の質問に対する野沢大臣の答弁（官報号外参議院会議録第19号（その1）15頁）参照）。

¹⁸⁰ 小林議員は、「評決に当たっては、全会一致を目指す努力が重要であると考え、全会一致を目指した裁判官の公平で適正な評議進行が重要であると考え」、また、「とりわけ死刑判決については、過半数で結論を出すのは国民感情からいって納得がいかないと考え」と述べたのに対して、野沢大臣は、「一般的には全員の意見が一致する方が望ましく、評議の整理に当たる裁判長においても、評議を尽くすよう努めることなどに留意すべきであると考えて」いるとし、ただし、現行では、評決は、過半数の意見によることとされており、死刑に関わる判決についても同様であるが、裁判員が加わる場合に限って要件を加重する合理的な理由はないことから、法案でも過半数の意見によることとしたと答弁した（官報号外第159回国会衆議院会議録第15号4—5頁）。

¹⁸¹ 小林議員は、「裁判員制度の改善や運用の検証、さらに国民の参加意識を醸成するためには、他人の意見や証拠の内容などプライバシーを保護する一定の制度を設けた上で、裁判員がみずから経験や感想を裁判後に述べて、経験を共有していくことが重要である」とし、裁判員の心理的負担を軽減するために、守秘義務違反に対する罰則を軽減すべきであると主張した。これに対して、野沢大臣は、守秘義務の対象は、「評議の秘密や他人のプライバシーなどの職務上知り得た秘密」であり、この義務は、「裁判の公正さや裁判への信頼を確保し、評議における自由な意見表明を保障するために必要」であるが、「秘密にわからぬ範囲で、経験や感想を述べていただくことは許され」と述べ、守秘義務の範囲を明確化しようと試みた。また、罰則についても、「多額の報酬を得た上で評議内容を明らかにしたり、重大なプライバシー侵害を生じさせるような非常に悪質な事案も想定される」ため、「犯情に応じて適切な処罰が可能となるよう、罰金刑だけでなく懲役刑も選択できるようにするのが適当」であると答弁した（官報号外第159回国会衆議院会議録第15号5—6頁）。

¹⁸² 小林議員は、「メディア規制のおそれがあるとの指摘もある」と述べたが、野沢大臣は、裁判員等への接触の規制は、裁判の公正とこれに対する信頼を確保するために必要なものであり、その対象がメディアに限定されていないことや、裁判の終了後は、裁判員等が職務上知り得た秘密を知る目的での接触に限定して規制していることなどから、これが「メディア規制」にはあたらぬと明確に答弁した（官報号外第159回国会衆議院会議録第15号4—6頁）。

開示制度、取調べ状況の可視化、裁判員制度の導入の時期¹⁸³と見直し規定¹⁸⁴について、河村建夫文部科学大臣に対して、義務教育や社会教育における法教育について、質問した。

裁判員制度の理念に関して、小林議員は、まず、「統治主体・権利主体である国民は、司法の運営に主体的・有意的に参加」すべきなどとする審議会意見書の総論部分を挙げ、それを積極的に評価したうえで、「法案の第一条には、「裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」だけが書かれておりますが、裁判員制度の真の目的が国民の主体的な司法への参加であるならば、その趣旨に国民の主体的な参加を高らかにうたい上げるべきではない」かと提案し、「政府法案がこうした理念を真摯に受けとめて策定されているか、甚だ疑問」であると述べた¹⁸⁵。これに対して、野沢大臣は、「裁判員制度の導入は、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものであり」、「現在の裁判制度は、基本的には国民から高い評価を得ている」が、「現行の裁判制度の長所を維持しつつ、国民の方々と裁判官が協働する制度を構築することにより、よりよい裁判制度を目指」すものであると答弁し、小林議員の提案を断った¹⁸⁶。

合議体の構成に関して、裁判官3人—裁判員6人という法案における構成は、「あくまでも現行制度の踏襲に国民の良識を加味するだけのものでし

¹⁸³ 早期に制度を導入すべきとする小林議員の主張に対して、野沢大臣は、「裁判員制度は非常に重要な意義を有するものでありますから、可能な限り早期に実現させるべく、全力を尽くしたい」と述べるものの、「制度の実施までには、国民の理解と協力を得るために広報活動などの準備を行う必要があり」、法律の公布から施行までに5年程度の期間が必要であるとの見解を示した（官報号外第159回国会衆議院会議録第15号6頁）。

¹⁸⁴ 法案に施行後一定期間経過後に見直す旨の規定が置かれていないことについて、野沢大臣は、「制度実施後におきましても、不斷に実施状況を検証し、必要な見直しを行っていくべきであることは言うまでもないことであり、あえて特別な見直し規定を置かなかつた」と答弁した（官報号外第159回国会衆議院会議録第15号6頁）。

¹⁸⁵ 官報号外第159回国会衆議院会議録第15号3頁。

¹⁸⁶ 官報号外第159回国会衆議院会議録第15号5頁。

か」なく、「国民の主体的参加と多様な価値観が反映されるという観点から」、裁判官1人—裁判員10人前後とすべきであるとする民主党の主張を挙げ、「政府案では、裁判員の意見が十分に反映されるのか、甚だ疑問です。ぜひ民主党案を取り入れるべきだと考えます」と主張した¹⁸⁷。すでに法案が内閣によって提出され、しかも、民主党の裁判員制度構想は法案化すらされていない状況において、小林議員の主張はいささか非現実的であるが、この時点では、国会審議という公式的な場面では、民主党が、政府・与党に対して、制度の基本的構造から再検討を図るよう、要求水準を高く設定していたことが読み取れる。これに対しては、野沢大臣は、「まず、評議の実効性の確保や、個々の裁判員が責任感と集中力を持って裁判に主体的、実質的に関与することを確保するという観点から、合議体全体の規模は十人に至らない程度が適当であると考えられ」、「次に、裁判員制度は、特に重大な事件を対象としますので、原則として裁判官三人の関与が必要であると思われ」、「そして、合議体全体の規模の限度内で、国民の感覚がより反映されるようにするために、相当程度裁判員の数を多くするという観点から、その人数を六人とすることとした」と答弁した¹⁸⁸。

ただし、取調べ状況を可視化（録音・録画）すべきとの小林議員の主張に対しても、野沢大臣が「慎重な検討が必要である」と答弁するなど、政府側も一定の譲歩の姿勢を見せた¹⁸⁹。

裁判員法案は、知的財産高等裁判所設置法案（第159回国会閣法第62号）、裁判所法等の一部を改正する法律案（同第63号）、労働審判法案（同第64号）及び改正刑事訴訟法案とともに、16日の本会議終了後、法務委員会に付託された。付託の順の早い第62号法案から第64号法案までと、18日に付託された

¹⁸⁷ 官報号外第159回国会衆議院会議録第15号3—4頁。

¹⁸⁸ 官報号外第159回国会衆議院会議録第15号5頁。合議体の構成については、その後、同様の質問がなされた場合には、基本的に同様の答弁がなされている（例えば、参議院本会議における木庭議員の質問に対する野沢大臣の答弁（官報号外参議院会議録第19号（その1）15頁）参照）。

¹⁸⁹ 官報号外第159回国会衆議院会議録第15号6頁。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（同第70号）の審査が先行されたため、裁判員法案は、4月以降に委員会審査が行われることとなった。

新聞報道によれば、3月29日までに、民主党が、裁判員等の守秘義務違反に対する罰則（法案79条（後述する平成19年法改正後の108条）、裁判員・補充裁判員またはこれらの職にあった者につき、1年以下の懲役または50万円以下の罰金）から懲役刑を削除すること、法律の施行までの期間を5年以内から3年以内に短縮すること、施行3年後に制度の見直しを行うものとする規定を設けること、裁判員を辞退できる「やむを得ない事由」を政令ではなく法律で規定することなどの修正を要求することを決めたという¹⁹⁰。

ところが、4月1日に本会議で趣旨説明、質疑及び厚生労働委員会への付託がなされたいわゆる年金制度改革関連法案¹⁹¹をめぐり、与野党間の対立が激化し、民主党は、衆議院のすべての本会議・委員会での審議を拒否し始めた¹⁹²。しかしながら、審議拒否の解除待っては、会期延長をしたとしても、成立を企図する司法制度改革関連の法案すべてを審議する時間が不足することが見込まれたため¹⁹³、政府・与党は、法務委員会での裁判員法案の審査を進めることにした。

裁判員法案の第1回目の審議を行う2日の衆議院法務委員会では、柳本卓治委員長（自民党）が、会議の冒頭に、「民主党・無所属クラブの各委員に出席を要請いたしましたが、御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます」と述べたうえで¹⁹⁴、民主党所属委員の欠席のまま、裁判員法案と改正刑事訴訟法案について、野沢大臣から提案理由の説明を聴取した。そして、その後、下村博文委員（自民党）と漆原良夫委員（公明党）が質疑を行った。下村委員は、裁判員法案を中心に、裁判員制度の導入の意義、諸外国の制度

¹⁹⁰ 読売新聞2004年3月30日朝刊。

¹⁹¹ 国民年金法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第30号）、年金積立金管理運用独立行政法人法案（同第31号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（同第32号）の3法案を指す。

¹⁹² 「第百五十九回国会（通常会）主要日誌」議会政治研究（2004年）72号93頁参照。なお、社民党も、民主党の審議拒否に同調した。

との相違点¹⁹⁵、裁判員に期待される役割、憲法との関係、具体的な制度に関する諸問題などを問いただし、また、漆原委員も、改正刑事訴訟法案に関する問題と合わせて、司法制度改革そのものの意義、裁判員制度導入についての野沢大臣の所感、具体的な制度に関する諸問題などを質疑した。

ここでは、裁判員に期待される役割と憲法との関係についての下村委員による質疑に対する野沢大臣と山崎潮推進本部事務局長の答弁に注目したい。前者に関して、野沢大臣は、下村委員の質疑における発言に呼応する形で、「社会秩序や治安、あるいは犯罪の被害や人権といった問題について、それぞれの国民にもかかわりのある問題としてお考えいただく契機にもなるものと考えており」、「その意味においても、意義のある制度であると考えて」い

¹⁹⁵特に、司法制度改革関連の法案の審査が集中した法務委員会については、審査のための時間的余裕はなかった。なお、山崎潮推進本部事務局長は、検討会で、「特にこの国会、延長戦はありません。非常に短い国会でございますし、我々〔筆者注：推進本部のこと〕から法案10本を提出するということでございますし、法務省から11本、合計21本の法律ということで、全委員会の中で最多数だと思います。十数つというのはございますけれども、20を超えるところはございません。これをきちんと審理をして御承認を得て、このエネルギーも大変だろうと思いますけれども、我々としては、ラストイヤーでございます。最大のもの、これを全精力を上げてやっていきたいというふうに思います」と述べている（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第31回議事録）。ここで山崎事務局長が「延長戦」がないと発言したのは、第159回国会（2004年通常国会）終了後に参議院議員通常選挙が予定されていたため、会期を大幅に延長して審査を行うことは難しいということを意味すると思われる（なお、第20回参議院議員通常選挙は、2004年7月11日に行われた）。

¹⁹⁶第159回国会衆議院法務委員会議録第9号1頁。

¹⁹⁷山崎事務局長は、審議会の議論の過程では、「裁判員制度は、諸外国の陪審制度や參審制度をも参考にしながら、それぞれの制度に対して指摘されている種々の問題点をよく吟味した上で、特定の国の制度にとらわれるということではなく我が国にふさわしい国民参加の形態を検討した結果、裁判員制度の導入が提言された」と述べた後、裁判員が裁判官とともに合議体を形成する点では参審制度と共通するが、ドイツの参審制度とは、裁判員の権限や選任方法の点で異なっていると説明した（第159回国会衆議院法務委員会議録第9号3頁）。ここでは、(1)裁判員制度が、陪審制度でも参審制度でもない、わが国独自の制度であるということが強調されたことと、(2)裁判員制度と参審制度との類似点が挙げられたが、選任手続などの点では参審制度よりもむしろ陪審制度に類似するということなどへの言及が敢えてなされなかつたことの2点に注目しておきたい。

ると答弁している¹⁹⁶。委員の発言に呼応する形であるとはいえ、法務大臣が、裁判員制度の導入により国民の意識が変わりうることを制度の意義の1つとして認める答弁を行った点は、留意すべきであろう。また、憲法との関係について、山崎事務局長は、日本国憲法が、裁判官の職権の独立と身分保障（76条以下）、裁判所において裁判を受ける権利（32条）及び公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利（37条）の規定を設けることによって、「独立して職権を行使する公平な裁判所によって法による裁判が行われること」を要請していると解されるところ、この法案によって創設される裁判員制度は、制度設計を工夫しているため、憲法の要請するような裁判を確保することができ、憲法の趣旨に沿ったものであると考えられると答弁した¹⁹⁷。

2日の第1回目の委員会審査では、具体的な制度設計に関する細目的な質疑もいくつかなされたものの、基本的には、制度改革全体や法案そのものの意義などを問う質問が多くなされた。

¹⁹⁶第159回国会衆議院法務委員会議録第9号5頁。

¹⁹⁷「本法案においては、法による公平な裁判を行うことができる裁判員を確保するため、その資格に関する要件や職權行使の独立に関する規定等、さまざまな手当てをしているわけでございます。また、法による公正な裁判が保障されていると言えるためには、適正手続のもとで証拠に基づく事実認定が行われ、その認定された事実に法が適正に解釈、適用される必要がありますが、裁判官と裁判員が十分に評議を行うことで、双方の有する知識経験が合議体全体に共有されるということにするとともに、その過程を通じて適正な結論に到達することが予定されているわけでございます。また、法令の解釈については、裁判官のみが判断の権限を有しておりますまして、裁判員はその判断に従うこととされているという点がございます。これに加えまして、裁判官と裁判員が対等な権限を有する事項についての判断については、その双方の意見を含む合議体の過半数の意見によることとされているということなどによって、本法案における裁判員制度は、憲法の要請にこたえられる裁判を確保することが可能な制度になっていると理解をしているわけでございます」（第159回国会衆議院法務委員会議録第9号3-4頁）との山崎事務局長の答弁は、委員の質問に対して、必ずしもわかりやすく答えていとはいえない。しかしながら、答弁を受けての委員からの再質問はなされなかつた。なお、山崎事務局長は、その後、裁判員制度と憲法との関係についての質疑がなされた場合には、基本的には、同様の答弁を行っている（与謝野馨（第159回国会衆議院法務委員会議録第11号1頁）、山内おさむ（同第12号9頁）、辻恵（同第12号23頁）、松村龍二（第159回国会参議院法務委員会議録第15号3頁）の各議員による質問に対する答弁）。

裁判員法案が委員会審議に入ったことを受けて、日本新聞協会と日本民間放送連盟（報道委員会）は、2日、裁判員法案に対する意見を公表した。

日本民間放送連盟は、裁判員等の守秘義務違反に対する罰則として懲役刑が設けられている点や任務終了後にも裁判員等に守秘義務が課される点を問題視し、裁判員制度を定着させるために裁判員経験者の経験が広く社会で享有される必要があることや、裁判がどのように行われたのかを事後的に検証することが困難になることから、任務終了後の裁判員等を取材することが必要であり、評議の秘密を知る目的での裁判員に対する接触禁止規定が取材活動の妨げにならないなどとして、現在の法案には自由な取材・報道活動を制約する危険性が残っており、こうした懸念が国会審議を通じて払拭されることを希望とした。また、日本新聞協会は、偏見報道を禁止する規定が法案に設けられなかったことを評価する一方で、裁判の事後的な検証を行うためには、裁判員等の守秘義務の範囲や期限が明確でないことや任務終了後にも守秘義務が課される点が問題であるとし、また、裁判員等の個人情報をまったく明らかにしないのであれば、裁判の公正に対する社会の信頼は得られないとし、より踏み込んで、政府案の修正がなされることを要望するとした¹⁹⁸。

第2回目の委員会審議となる6日の委員会にも、民主党所属委員は欠席した。

午前中は、森岡正宏（自民党）、桜井郁三、上田勇（公明党）の各委員が、野沢大臣や政府参考人に対して、質疑を行った（ただし、森岡委員は、改正刑事訴訟法案のみについて質疑を行った）。桜井委員は、裁判員を刑の量定に関与させる理由¹⁹⁹、違憲審査への裁判員の関与の有無²⁰⁰、法令の解釈と訴訟手続に関する判断に裁判員が関与しないこととした理由²⁰¹、法案8条の「独立してその職権を行う」という文言の意味²⁰²など、制度の説明を求める

¹⁹⁸ 朝日新聞2004年4月3日朝刊、読売新聞2004年4月3日朝刊。日本新聞協会の見解については、「Media Scope 裁判員法案の修正もとめる見解 国会審議受け、新聞協会が表明」新聞研究634号（2004年）92–93頁に所収されている。

質疑を中心に行い、また、上田委員は、被告人が裁判官のみによる裁判を選択できるようにする必要性や裁判員の辞退理由を柔軟に認める必要性など、よりよい制度設計に向けた発展的な議論を行った。

被告人の裁判官のみによる裁判の選択権（裁判員の参加する裁判の拒否権）の問題に関して、上田委員が、それを認める制度設計も一案ではないかと提案したのに対して、野沢大臣は、「司法制度改革審議会の意見の指摘するとおり、裁判員制度そのものが、個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するがゆえに導入するものである以上、訴訟の一方当事者である被告人が、裁判員の参加した裁判体による裁判を受けることを辞退して裁判官のみによる裁判を選択することは、認めないこととすべきである」と答弁した²⁰³。

午後は、審議会の会長であり顧問会議の座長であった佐藤幸治近畿大学教授、検討会の委員であった清原慶子三鷹市長、本林徹前日弁連会長の3人を参考人とし、意見を聴取した後、早川忠孝（自民党）、松島みどり（自民党），

¹⁹⁹ 刑の量定が、犯罪事実の認定ないし有罪・無罪の判定に劣らず、国民の关心が高い問題であることから、司法に対する国民の理解と支持を深めるという制度の趣旨を生かすため、それに関与させることにしたという（野沢大臣の答弁、第159回国会衆議院法務委員会議録第10号6頁）

²⁰⁰ 法令の違憲審査については、それが法案6条2項1号にいう「法令の解釈に係る判断」に当たるため、裁判員は関与しないという（山崎事務局長の答弁、第159回国会衆議院法務委員会議録第10号7–8頁）

²⁰¹ 法令の解釈に係る判断については、「専門的でかつ複雑な法律判断を要求される場合が多いこと」と、「法的安定性の見地から、裁判所間の判断の統一性が強く要請されること」から、また、訴訟手続に関する判断については、専門的で複雑な判断を要求され、かつ、裁判所間の判断の統一性も必要であるほかに、「迅速な対応を求める場合も少なく」ないことから、裁判員は関与しないという（野沢大臣の答弁、第159回国会衆議院法務委員会議録第10号7–8頁）。

²⁰² 裁判の公正を確保するため、裁判員は、「法以外の何物にも拘束されず、他からの指示、命令、それから干渉、圧力を受けずに、みずからの判断に基づいてその職務を行う」という意味であり、裁判官が職権を独立して行使するということと同じ意味であるという（山崎事務局長の答弁、第159回国会衆議院法務委員会議録第10号7頁）

²⁰³ 第159回国会衆議院法務委員会議録第10号9頁。

漆原の各委員が質疑を行った。

この中で特に注目したい点は、審議会と顧問会議の座長を務めた佐藤参考人が、裁判員制度の制度設計について、国民の健全な社会常識が裁判に反映されることにより司法に対する国民の理解と支持が深まるという制度の趣旨、年齢の下限をはじめとする裁判員の要件と選任手続、対象事件、裁判官3人一裁判員6人とする合議体の構成（裁判官1人一裁判員4人とする小規模合議体についても）、違反に対する懲役刑をも認める守秘義務の規定などに関して、政府案を基本的には妥当であると評価している点と、「裁判員制度導入の文明史的意義」として、「新しい公共的なもの、公共性の空間……を構築する必要があ」り、「裁判員制度の導入は、そのような方向に向けて我々が歩み出す象徴的かつ実際的な大きな一歩であるというように信ずる」と述べている点である²⁰⁴。清原参考人もまた、制度導入の意義、合議体の構成、参加する国民の視点から検討すべき論点（プライバシー保護、守秘義務とその違反に対する罰則）、メディアと裁判の公正、広報活動と施行時期などに関して、政府案を全面的に肯定した。また、日弁連の前会長である本林参考人が、法案における合議体の構成に関して、裁判員を6人とすることについて、「国民の多様な意見を反映するために最低限必要な数字にはなって」いることと、小規模合議体の場合、裁判官が1人となることについて、「裁判員制度における裁判官の役割が専門家としての知識経験を裁判員に提供することにあり、必ずしも裁判官が三人必要ではない」ということが明確になっていくという点において評価し得るもの」と述べている点にも着目したい²⁰⁵。

7日の委員会にも、民主党所属委員は欠席した。質疑者は、与謝野馨（自

民党）、漆原、富田茂之（公明党）の各委員であった。

与謝野委員は、被告人には公正な裁判を受ける権利が憲法上保障されているが、裁判官による裁判を前提として憲法が制定されたと想像されるので、裁判官による裁判を受ける権利の選択権（裁判員の参加する裁判の辞退権）を被告人が憲法上有すると解すべきであるという見解について、政府に意見を求めた。これに対して、山崎事務局長は、「個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである以上、訴訟の一方当事者である被告人が、裁判員の参加した裁判体による裁判を受けることを辞退して裁判官のみによる裁判を選択することは、認めないこととすべきである」とする審議会の意見書を引いたうえで、事実認定について陪審員のみにより判断される陪審制度では、被告人がプロの裁判官による裁判を受けるため、選択権が認められる一方、裁判官と参審員との協働により裁判がなされる参審制度では、選択権が認められないとして、わが国の裁判員制度は後者に近いため、選択権を認めないものとしたと答弁した²⁰⁶。さらに、与謝野委員は、「うがった見方をすると、被告〔筆者注：被告人のこと〕の方に専門裁判官だけの裁判あるいは裁判員制度による裁判という選択権を与えると、みんな専門裁判官の方の裁判を選択して、裁判員制度自体が成り立たなくなる、戦前の陪審制度もだんだんみんなが使わなくなっちゃった、そういうことを危惧してこういう制度を採用されたのか」と問うと、山崎事務局長は、「やはり辞退の権利を与えるということになりますと、利用されなくなる、そういう心配も片やあったと思いま

²⁰⁴ 第159回国会衆議院法務委員会議録第10号13-14頁。また、佐藤参考人は、早川委員からの質疑に答えて、日本国憲法32条にいう「裁判を受ける権利」は、大日本帝国憲法24条におけるそれとは異なり、裁判所における裁判を指すものであり（日本国憲法32条にいう「裁判所」の英訳がcourtsであるのに対して、37条にいう「裁判所」の英訳がtribunalであることに言及したうえで、裁判官以外の者が「裁判所」に入っていることを前提としているよりも解しうるとする）、「裁判体は職業裁判官でのみ構成されなければならない」とも述べている（19頁）。

²⁰⁵ 第159回国会衆議院法務委員会議録第10号17頁。本林参考人は、「裁判員制度の2つの大きな意義」として、審議会の意見書の総論部分を挙げたうえで民主主義的意義と、国民にわかりやすい司法の実現という意義を挙げた（16頁）。また、裁判員制度の施行について、5年を待たずに、「三年あれば十分ではないか」とも述べている（17頁）。

²⁰⁶ 第159回国会衆議院法務委員会議録第11号2頁。山崎事務局長は、参審制度において、参審裁判を「辞退を認めていないというのがもう世界的潮流でございまして、やはりポイントは、プロの裁判官も入って一緒にやっているというところにある」と述べる（同頁）。

ます」、「戦前と同じような失敗〔筆者注：戦前の陪審制度では被告人の選択権が認められていたため、次第に制度が利用されなくなったこと〕を繰り返す可能性もある」と述べ、被告人に選択権を与えないこととした理由としては、前述の本質的かつ積極的な理由と、制度の不利用を回避するという消極的理由の2つがあることを認めた²⁰⁷。

また、日本国憲法19条が保障する思想・良心の自由との関係で、政令により、裁判員の選任を辞退しうる場合を認める規定を設けざるをえないとの与謝野委員の指摘に対して、山崎事務局長は、思想・良心を理由とする辞退は「ある程度狭く考えて」おり、具体的には、「人が人を裁くような制度……を許容しない」者の場合にはこれに当たるが、単に「ただ自分は人を裁きたくない」という者は「ただやりたくない」のであり、辞退は認められないと答弁した²⁰⁸。

そのほかに、与謝野委員は、裁判員は刑法7条1項にいう「公務員」に該当するので、その職務に関して賄賂を收受した場合は収賄罪が成立するとの樋渡利秋法務省刑事局長の答弁を引き出している²⁰⁹。

漆原委員は、主に改正刑事訴訟法案についての質疑を行ったが、しばしば裁判員制度と合わせて議論がなされた検察官の証拠開示の問題について深く掘り下げた。

富田委員は、小規模合議体と原則的な合議体との論理的整合性の問題を、山崎事務局長に対して尋ねた。与党間の調整の結果として登場した小規模合

²⁰⁷ 第159回国会衆議院法務委員会議録第11号2頁。被告人の選択権を認めないとした理由は、どちらなのかという与謝野委員の問い合わせに対して、山崎事務局長は、「両方の理由があったんだろうというふうに私は思っております」と答弁している（同頁）。

²⁰⁸ 第159回国会衆議院法務委員会議録第11号5頁。ただし、「どうしてもやりたくないというふうに頑強にこだわる方……は辞退事由には当たらないとしても、そのままで本當に不公平な裁判をするおそれがあるという場合もございます。そういう場合には不選任を決定することになりますし、あるいは、……両当事者から理由を付さないでお引き取りを願うという制度もございますので、そういう中でお引き取りを願うということもある可能性がある」とも述べている（同頁）。

²⁰⁹ 第159回国会衆議院法務委員会議録第11号5頁。

議体の意義を、政治家である大臣ではなく、政府参考人に対して尋ねている点が興味深い。富田委員は、まず、裁判員制度において、合議体を構成する裁判官を3人とする理由を、自ら整理したうえで政府参考人に確認する形で、明確な答弁を引き出した。すなわち、現行の裁判制度の下で、重大事件を扱う法定合議事件や事実関係が複雑であるため裁判所の裁量で合議とができる裁判合議事件では、被告人の権利を守り、かつ、より慎重に判断するということが裁判への信頼を確保するため必要であるため、裁判官3人による裁判が行われているが、裁判員制度においては、その対象事件が法定合議事件の範囲内で一定の重大な事件に限定されており、裁判員制度の対象とならない法定合議事件等との均衡から、裁判官は3人とすることが適当である²¹⁰。そして、富田委員は、それを前提とすると、裁判官を1人とし、裁判員を4人とする例外を設けることは、裁判官を3人とする原則論とは論理的に整合性を欠くと指弾した。これに対して、山崎事務局長は、小規模合議体で扱う事件についても、重大な事件であるため、公判前整理手続そのものは3人の裁判官により行われ、また、量刑の判断は裁判官1人だけでなく裁判員4人を加えてなされるので、複数の者による判断がなされるので、かかる批判は当たらないと答弁した²¹¹。

9日、民主党所属委員が、ようやく委員会審査に復帰した²¹²。与党側の配慮により、野沢大臣が、裁判員法案と改正刑事訴訟法案の趣旨を再び説明した（すでに委員会での趣旨説明聴取は行われているので、重ねて行うことはできないため、大臣から発言を聴取するという形式で、実質的には二度目の

²¹⁰ この整理そのものは、富田委員によるものであるが、これに対して、山崎事務局長が「それはそのとおりでございます」と答弁していることから、実質的な答弁と読み替えるべきである（第159回国会衆議院法務委員会議録第11号8頁）。

²¹¹ 第159回国会衆議院法務委員会議録第11号8-9頁。そのほかに、富田委員は、他者の発言を借り、それに同意する形で、報道規制を行う必要性を主張した（9頁）。

²¹² 民主党は、8日、政府の年金制度改革関連法案への対案を衆議院に提出し、これを機に、欠席していた委員会審議に復帰し、国会が正常化した（「第百五十九回国会（通常会）主要日誌」議会政治研究72号95頁）。

趣旨説明が行われた)。

この日の質疑者は、小宮山洋子（民主党）、山内おさむ（民主党）、辻恵（民主党）、川上義博（グループ改革）、松島、漆原の各委員の6人であった。このうち、漆原委員は、改正刑事訴訟法案のみについて質疑を行った。

小宮山委員は、冒頭で、「百年に一度の司法制度の大改革、その柱となる裁判員制度、本格的な審議ということでございますが、とにかく審議時間をしっかりとって審議をしていただきたい」と述べたうえで²¹³、民主党が提出を予定している改正刑事訴訟法案と合わせて質疑を行うことを要望した。小宮山委員は、裁判員の参加しやすい環境整備（一時保育、デイサービス、辞退に代わる裁判員義務の延期制度の創設、特別の休暇制度の創設）、守秘義務とその違反に対する罰則²¹⁴、報道機関による取材の制限と裁判の公正、裁判員制度下における法教育と研修などについて、質問を行った。特筆すべき質疑事項としては、裁判員の選任の際に、男女の割合を配慮すべきである（特に、DVなどの女性の立場に関する問題については、配慮²¹⁵が必要であるとする）との小宮山委員の要望に対して、山崎事務局長は、裁判員の選任

²¹³ 第159回国会衆議院法務委員会議録12号1－2頁。

²¹⁴ 裁判員の守秘義務違反に対する罰則を設けることについて、裁判官の守秘義務違反に対して罰則が設けられていないこととの均衡が、制度設計の段階で、しばしば議論された。この問題に関して、小宮山委員の質問に対して、山崎事務局長は、裁判官には、裁判所法75条（評議の秘密について）と官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）4条（一般的な事項について）により、守秘義務が課されているが、違反に対する罰則が設けられていないことを認めた（ただし、山崎事務局長は、答弁においては、裁判所法の条文を挙げておらず、また、後者については、国会会議録上は「官吏服務規程」とあるが、これは官吏服務紀律を指すと思われる）。そのうえで、高度の職業倫理に基づき行動しうると期待され、また、弾劾裁判や分限裁判など、それを担保し、義務違反を抑止する制度が設けられていることから、裁判官には刑罰が設けられていないと説明された（第159回国会衆議院法務委員会議録12号5頁）。なお、官吏服務紀律はすでに失効しているが、昭和22年法律第121号（国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律）の規定により、国家公務員法の適用を受けない裁判官は、他の法律等に別段の定めがない限り、なお官吏服務紀律の規定の例によることとなる（参議院議員秦豊君提出官吏服務紀律の解釈と運用の実態等に関する質問に対する答弁書（第93回国会答弁書第2号）参照）。

は公正に抽出するものとし、性別、年齢構成、職業などのさまざまな要素について、事実上困難であり、かつ、平等を失するおそれがあることから、類型化を行わないと答弁したことが挙げられよう²¹⁶。

山内委員は、在イラク邦人人質事件²¹⁷について野沢大臣に質疑したが、この問題と議題である裁判員法案・改正刑事訴訟法案²¹⁸との関係はまったく説明されなかった。「国民主権ないし民主主義と裁判員制度との関係について」という山内委員の質問に対しては、野沢大臣は、「委員ご指摘のとおり、この裁判員制度は、国民の感覚が裁判の内容に反映されることによりまして、司法に対する国民の理解と支持がより一層深まりまして、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるという点で、大きな歴史的な意義を有する制度であると考えております」と答弁した²¹⁹。この答弁は山内委員の質疑内容

²¹⁵ 委員は「ジェンダーの視点」と述べているが、前後の文脈から、これは専ら女性の視点を意味すると思われる。具体的にどのような配慮が必要なのかは言及されていないが、おそらく、裁判員のうち一定員数（例えば、半数）について必ず女性を選任するという配慮か、あるいは、さらに踏み込んで、DV問題などに理解のない者（特に、男性）を排除すべきという配慮や、女性をより多く選任すべきという配慮であろうか。

²¹⁶ 第159回国会衆議院法務委員会議録第12号2頁。山崎事務局長は、委員の望むような配慮は、当事者の理由なし不選任請求権の行使に委ねるべきものであると述べ（裁判所が、男女の割合を操作するのは不公平であり、当事者の選択に委ねるのが妥当であるとする），わが国の現在の人口における男女比を考えれば、無作為で抽出した結果も、個々の場合では若干偏りがありうるもの、全体的には均等に抽出されると見込まれると付言した（2－3頁）。関連する議論として、「六名の裁判員にも老若男女をまぜて国民の多様性を確保す」べきと主張する山内おさむ（同第12号14頁）、男女の割合は同等が望ましく「少なくとも四対二ぐらいにとどめ」るべきと主張する泉房穂（同第13号10頁）、性別ごとに選任することは困難であるとしたうえで、女性の参加しやすい環境整備を求める千葉景子（第159回国会参議院法務委員会会議録第16号23頁）の各議員によるものがある。

²¹⁷ 2004年4月8日に、何者かが、イラクにおいて、邦人3人を誘拐し、日本政府に対して、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づき、同国内で人道復興支援・安全確保支援活動を行っていた自衛隊の部隊の撤退を要求した事件。その後、人質となつた邦人3人は、15日に解放された。

²¹⁸ 国政調査（衆議院法務委員会では、「裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件」として、参議院法務委員会では、「法務及び司法行政等に関する調査」として、それぞれ扱われる）は議題とされていなかった。

と必ずしもかみ合うものではなかったが、山内委員は、裁判員法案に前文を設けるべきであるとの主張へと展開することに急ぎ、その点をそれ以上追及しなかった。また、山内委員は、合議体の構成について、裁判官を1人とし、裁判員を10人以上とすべきと主張したうえで、小規模合議体について、自民党と公明党との妥協により生まれたものであると論評し、裁判官1人—裁判員4人という数字の根拠を、山崎事務局長に尋ねた。山崎事務局長は、公訴事実に争いがなくそれほど大きな問題もない事件は、現行でも単独事件としており、裁判官1人で審理をすること自体は合理的であり、また、その場合、裁判員の員数は、合議体全体として奇数でなければならないため、2人か4人のいずれかとなり、より少なくない4人が妥当であると答弁した²²⁰。小規模合議体については、前回の富田委員による質問に対する答弁がその正当性を、この答弁が合理性を説明しているといえよう。山内委員は、そのほかに、対象事件の範囲、補充裁判員の意義とその負担、評決要件（委員は、3分の2以上の特別多数決にすべきであるとする）などについて質問した。また、同一被告人に複数の事件が起訴された場合の併合審理の問題についても言及がなされたが、この点については、詳しく議論されなかった²²¹。

続いて質疑に立った辻委員は、「今本当に改正する必要がどこまであるのか、本当に真剣に徹底した議論がなされなければならない」と述べたうえで、政府に対して、立法目的と立法事実を明確化するよう求めた²²²。これに対して、山崎事務局長は、(1)現行の裁判官のみによる裁判では国民がなかなか司法を理解しがたいこと（したがって、国民の司法に対する理解を増進する措

²¹⁹ 山内委員は、「裁判官と裁判員、国民で全く新しい仕組みをつくろうという思い」であるにもかかわらず、既存の刑事司法制度に裁判員が加わるという印象を受けてしまうとして、裁判員の「参加」という文言を改めるべきであるとも主張している（第159回国会衆議院法務委員会議録第12号9—10頁）。

²²⁰ 第159回国会衆議院法務委員会議録第12号13頁。

²²¹ その後、参議院法務委員会で、江田五月委員が併合審理の問題を取り上げるが、そこでも議論は深まらなかった（第159回国会参議院法務委員会議録第15号11頁）。

²²² 第159回国会衆議院法務委員会議録第12号18頁。

置を講ずる必要があること）、(2)裁判の迅速化等が要請されること、(3)公判前整理手続を設けることの3点を立法目的として挙げた。しかし、「現状の刑事裁判が、それ〔筆者注：裁判員制度のこと〕を導入しなければ解決されないほど金属疲労を起こしている」（辻委員による発言）というような立法事実は認められず、現在の司法制度は「基本的には……国民の信頼は得ている」との認識を示した²²³。さらに、辻委員は、裁判員裁判を受ける被告人の権利保障の観点から検討を求めたり、取調べ状況の可視化や弁護人立会い権等に関する今後の検討方針を確認したり、日本国憲法は裁判員制度のような国民の司法参加の制度を要請していないという山崎事務局長の答弁²²⁴を引き出すなどした。

川上委員は、国民が裁判員となることを拒否することができない点について、裁判員制度を「現代版徴兵制、徴用制」と指弾し、制度発足当初は、裁判員としての参加は国民の意思にからしめるよう主張した²²⁵。

松島委員は、裁判員制度の導入は憲法に違背するものではないので、憲法改正を要しないとの野沢大臣の答弁を引き出した²²⁶ほか、制度運用に関する具体的な諸問題について尋ねた。

衆議院法務委員会は、12日、中川英彦京都大学大学院法学研究科教授（住商リース株式会社顧問）、高井康行弁護士、企画プロデューサーの近藤晋氏、

²²³ 第159回国会衆議院法務委員会議録第12号20頁。さらに、その後、辻委員が裁判員法案の立法事実を追及した際には、山崎事務局長は、「やはり一部の事件〔筆者注：刑事案件〕に関しては極めてその事件の時間がかかるということ、あるいは、……こういう結論でいいのかという、いわゆる国民から見たときに首をかしげるもの〔筆者注：刑事案件に対する裁判所の判決のこと〕も出てくることもある」り、「こういうことをやっていると、やはり司法というのはだんだん国民から遠い存在になってしまう」ので、それを解消するために「国民にも、参加して、自分たちでもやった裁判だ、そういうことで納得してもらおう」と考え、「立法事実は現にある」との見解を示した（同第13号18頁）。

²²⁴ 第159回国会衆議院法務委員会議録第12号23頁。

²²⁵ 第159回国会衆議院法務委員会議録第12号25頁。

²²⁶ 第159回国会衆議院法務委員会議録第12号27頁。もっとも、野沢大臣は、憲法を改正する際には、裁判員制度について規定を設ける必要性を認めた（同頁）。

市民の裁判員制度つくろう会運営委員の敷田みほ氏の4人を公述人とし、公聴会を開催した。第7回検討会で日本弁護士連合会の推薦で意見陳述を行った経験をもつ中川公述人は、世論調査の結果によれば、一般の国民は裁判員制度に対しきわめて消極的であるが、そのような現実を十分に踏まえて制度設計や運用を行うべきであると主張した。検討会の委員であった高井公述人は、裁判員制度が国民に重い責務を負担させるものであることと、裁判に対する国民の信頼を維持しなければならないものであることを強調しつつ、検討会での議論状況や、裁判員制度導入によって期待される効果について、簡潔に説明した。2003年に日弁連が作成した裁判員制度のビデオドラマ²²⁷の制作に関与した近藤公述人は、裁判官の員数を少なくし、裁判員が発言しやすい環境を整備するよう主張した。敷田公述人は、出頭義務違反と守秘義務違反の罰則の撤廃を強く求めたが、合議体の構成に関する主張²²⁸はあまり強調しなかった。公述人に対する質疑者は、下村、山際大志郎（自民党）、上田、佐々木秀典（民主党）、小林千代美の各委員であった²²⁹。

13日の委員会は、与党委員は質疑せず、すべて民主党委員（山内、泉房穂、辻、鎌田さゆりの各委員）による質疑であった。

まず、山内委員が、より多くの国民が裁判員として参加できるようにすべきという見地から、裁判員の欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由について、再考を求め、次に、泉委員が、育児・介護の補助など、国民が裁判員として参加しやすい環境整備などについて、配慮を求めた²³⁰。

その後、辻委員が、裁判員制度導入の意義について、政府に対して厳しく

²²⁷『裁判員～決めるのはあなた』（日本弁護士連合会=企画・著作、東北新社クリエイツ=製作）。

²²⁸敷田公述人の所属する市民の裁判員制度つくろう会とは、裁判員制度の立法化作業に対する提言を行い、市民の声を反映させ、市民の裁判員制度を実現することと、裁判員制度を市民の参加しやすい制度にするため、世論を喚起することを目的とする市民団体であり（同会規約1条）、裁判員制度の設計については、（1）立法作業に市民の声を反映させること、（2）裁判員の数を、少なくとも裁判官の3倍以上とすること、（3）直接主義・口頭主義を貫くこと、（4）市民に分かりやすい言葉で裁判をすることの4つを主張していた。

²²⁹第159回国会衆議院法務委員会公聴会議録第1号。

問い合わせた。辻委員は、そもそも審議会意見書にいう国民の統治客体意識から統治主体意識への転換という理念に疑問を呈し²³¹、刑事被告人の権利利益の保護という観点からの再検討を求めた。

最後に、鎌田委員が、公判前整理手続について尋ねた。

なお、新聞報道によれば、同日、民主党の法務部門会議では、裁判員の守秘義務を担当事件の判決確定時までとすること、守秘義務違反に対する罰則から懲役刑を削除すること、守秘義務の範囲を狭めること（裁判員本人の意見や評決における賛否の数の公表を認める）、裁判員を辞退できる「やむを得ない事由」を政令で定める規定を削除すること、裁判員の参加しやすい環境を整備する努力義務を国に課す規定を設けることなどの修正を要求することを決めたという²³²。

14日の委員会では、冒頭で、野沢大臣から、総合法律支援法案の趣旨説明が行われ、委員会では、この日以降、総合法律支援法案も一括して議題とされることとなった。

午前中は、政府に対する質疑が行われた。13日同様、質疑者はすべて民主党委員（小林、辻、松野信夫の各委員）であり、主に改正刑事訴訟法案について、質疑が行われた。このうち、松野委員が、評決にあたり、有罪とする意見が裁判官または裁判員のいずれか一方である場合（双方の意見を含まない場合）には、検察官の立証が不十分であるといえるので、被告人は無罪と

²³⁰法案14条3号の「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者」について、山内委員と泉委員による質疑に対して、山崎事務局長は、心身に障害をもつ者のうち、裁判員の職務の遂行に著しい支障があると認められる場合のみを指すと答弁した（第159回国会衆議院法務委員会議録第13号10頁）。なお、このような欠格事由を設ける趣旨は、被告人の権利保障を含めた裁判の公正を確保するためである（第159回国会参議院法務委員会議録第17号（その1）3頁）。

²³¹裁判に国民を参加させることにより、国民の統治能力を高め、そして、国家の統治能力を高めるという効果を狙ったものはないかとの辻委員の質問に対して、統治能力を高めるという意図ではなく、「裁判に国民の感覚を導入して、投影して、納得のいく裁判にしようということで、これは統治をするという意識ではない」との山崎事務局長の答弁がある（第159回国会衆議院法務委員会議録第13号15頁）。

²³²読売新聞2004年4月14日朝刊。

なるという山崎事務局長の答弁を引き出している²³³。委員の質問の意図は、裁判官全員が無罪の意見で、裁判員全員が有罪の意見であるときに、無罪とされることの是非であったが、期せずして、法案67条1項の規定の解釈に関して、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によらなければならないとされるのは、犯罪の証明があったという判断についてであるという政府の見解が明らかになった²³⁴。

²³³ 第159回国会衆議院法務委員会議録第14号19頁。

²³⁴ 裁判員法67条1項は、「前条第一項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による」と定めるが、この規定の解釈をめぐって、例えば、裁判官3人が有罪であるという意見を、裁判員6人が無罪であるという意見を述べたときや、裁判官3人と裁判員1人が有罪であるという意見を、裁判員5人が無罪であるという意見を述べたとき、合議体全体としては無罪の意見が過半数であるが、多数意見に裁判官が入っていないため、どのような判断がなされるのかについて、法成立後も議論が分かれていた（裁判官3人が無罪であるという意見を、裁判員6人が有罪であるという意見を述べたときや、裁判官3人と裁判員1人が無罪であるという意見を、裁判員5人が有罪であるという意見を述べたときも、会議体全体としては有罪の意見が過半数であるが、多数意見に裁判官が入っていないため、同様の問題を生ずる）。その後、「条文をそのまま読むと、無罪が過半数でも裁判官の意見が含まれないので、無罪にも有罪にもならず評議は成立しない。だれかが意見を変えるまで評議を続けることになる」との見解（高山俊吉弁護士による、東京新聞2007年7月15日朝刊）が主張されるようになり、2007年7月ごろから、この規定の解釈がしばしば議論されるようになったが、すでに国会審議の時点で政府の見解は示されていた。なお、その後、法務省は、2007年7月10日、同省のウェブサイトにおいて、「一般に、刑事裁判においては、犯罪の証明があったと認められる場合に有罪とされ、その証明があったとは言えない場合に無罪とされますので、判断の対象となるのは、犯罪の証明があったかどうかということになります。……裁判員法67条1項の規定により、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によらなければならないとされるのは、この犯罪の証明があったという判断についてなのです」としたうえで、裁判官3人と裁判員1人が有罪であるという意見を、裁判員5人が無罪であるという意見を述べた場合には、犯罪の証明があったとは認められず、被告人は無罪とされるべきであるとの見解を示した（「裁判員裁判における有罪・無罪の評決について」<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/info/room/01.html>）。その後、最高裁が設置している裁判員制度の広報用ウェブサイト中の「裁判員制度Q&A」においても、「意見が一致しなかったら評決はどうなるのですか。」として、同様の解説（ただし、ここでは、裁判官3人と裁判員1人が無罪の意見を、裁判員5人が有罪の意見を述べた場合についてのものである）を行った記事を追加している(http://www.saibanim.courts.go.jp/qa/c4_8.html、更新日は不明)。

午後は、井上正仁東京大学大学院法学研究科教授、滝鼻卓雄読売新聞東京本社代表取締役社長、尾崎純理日弁連司法改革特命嘱託（前日弁連副会長）、木船一郎日本新聞協会人権・個人情報問題検討会幹事（日本経済新聞編集局次長）の3人を参考人とし、質疑が行われた。すでに衆議院法務委員会では6日に参考人質疑が行われており、公聴会も開催されているにもかかわらず、2度目の参考人質疑が行われたのは、6日の参考人質疑に民主党委員が欠席したことへの与党側の配慮があったためであろう。そこで、参考人の人選としては、先の参考人質疑における佐藤参考人と清原参考人に代わる者として、審議会や検討会での議論を説明するべく、審議会委員であり検討会座長でもあった井上参考人を、また、有力な利益団体の1つである日弁連の主張を聴取するため、同じく前会長の本林参考人に代わる者として、前副会長の尾崎参考人を据えたものと考えられる。また、裁判員等に対する接触の規制などの問題を議論するため、司法記者の経験をもつ滝鼻参考人と、日本新聞協会を代表して木船参考人が招致されたものと思われる。

裁判員法案に関して、井上参考人は、検討会での議論を踏まえたうえで、合議体の構成と、守秘義務の意義、範囲及びその違反に対する罰則に関して、政府案を支持したうえで説明した。滝鼻参考人は、裁判員制度の導入の意義を評価したうえで、裁判員の辞退事由（参考人は、政令に委任するのではなく、法律に定め、裁判官の裁量に過度に委ねるべきではないとする）、審理の充実、裁判員制度とメディアとの関係などについて、要望を行った。尾崎参考人は、司法改革特命嘱託という役職は、司法制度改革に関する法律案の成立に協力するため、通常国会終了時までを任期として設けられた任務であると説明したうえで、日弁連としては、裁判員法案について、「必要な修正を経て成立させていただきたいと考えて」いるとの見解を示した²³⁵。また、木船参考人は、以前に招致した土屋美明参考人とは異なり、日本新聞協会の立場からの意見であることを明示したうえで、(1)守秘義務の範囲が明確でな

²³⁵ 第159回国会衆議院法務委員会議録第14号22頁。

く、期間も限定されておらず、裁判員としての経験を話せなくなり、裁判の事後的な検証ができなくなる点、(2)裁判員の個人情報が公開されないので、裁判の公正に対する社会の信頼は得られない点、(3)裁判員等に対する接触の規制とその違反に対して罰則があるため、実質的な取材が困難になるおそれがある点について、配慮を求めた²³⁶。

参考人に対しては、森岡、富田、小宮山、佐々木の各委員が質疑を行った²³⁷。

なお、新聞報道によれば、同日、民主党の「次の内閣」が、正式に、裁判員の守秘義務を担当事件の判決確定時までとすること、裁判員の守秘義務違反の罰則から懲役刑を削除すること、裁判員の守秘義務の範囲を狭めること（裁判員本人の意見や評決における賛否の数の公表を認める）、裁判員を7人とすることなどの修正を要求することを決めたという²³⁸。もっとも、このうち、裁判員を7人とすべきという主張は、国会審議において、民主党議員からなされることはなかった。

16日の委員会では、衆議院厚生労働委員会の審議のあり方を理由に、民主党が、再び審議を拒否し始めた²³⁹。質疑者は、杉浦正健（自民党）、左藤章（自民党）、上田の各委員の3人であったが、そのうち、杉浦委員と上田委

²³⁶一方、滝鼻参考人は、裁判員に接触することによりもたらされる不利益と、報道する利益との「利益衡量の問題」であると述べた（第159回国会衆議院法務委員会議録第14号22頁）。

²³⁷なお、同日の法務委員会は、休憩を挟み、さらに国政調査に関する件を議題とする一般質疑が行われた。

²³⁸読売新聞2004年4月15日朝刊。別の報道によれば、民主党は、施行期日を公布後3年内に短縮すべきとする修正要求も挙げていたという（朝日新聞2004年4月14日朝刊、読売新聞2004年4月21日朝刊も同旨）。ただし、最終的に民主党が独自の修正案をまとめることはなかったため、どのような要求をしていたのかについては、正確には、明らかではない。

²³⁹15日の衆議院厚生労働委員会理事懇談会で、民主党は、中央社会保険医療協議会をめぐる汚職事件を受けて、委員会で集中審議を行うよう求めたが、与党側がこれを受け入れず、厚生労働委員長が、年金制度改革関連法案の審議を続けることを職権で決めたため、民主党は、社民党とともに、衆議院の全委員会での審議を拒否することに決めた（「第百五十九回国会（通常会）主要日誌」議会政治研究72号98頁）。

員は、専ら総合法律支援法について質疑を行った。裁判員制度に関するものは、守秘義務と裁判員等に対する接触の規制に関する左藤委員の質疑のみであった。この日の委員会は、午前9時37分に開議し、10時27分に休憩に入り、その後、会議は流会した²⁴⁰。

民主党が審議に復活するのは、4月20日の委員会であった。この日の委員会で、河村たかし衆議院議員（民主党）ほか4名が、(1)保釈請求があったときは、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる十分な理由があるときなどを除いては、これを許さなければならないものとする、(2)被疑者の取調べ等の際の弁護人の立会いを認める、(3)被疑者の供述や取調べ状況の録音・録画を行う、(4)弁護人の立会い及び取調べ状況の録音・録画に違反してなされた取調べにおいてされた自白は、証拠とすることができないものとすることなどを内容とする改正刑事訴訟法案（民主党案）を国会に提出し、これは、同日、衆議院法務委員会に付託された。

20日の委員会では、提案者の1人である河村議員が法案の趣旨説明を行った後、これに対して、小宮山委員が、趣旨説明に対する質疑という形で、民主党案が政府案よりも優れていると主張した。

辻委員が議員として民主党案の提案者に名を連ねたことから、辻議員は、質疑者としての立場だけでなく、民主党案への質疑の答弁者としての立場をもつことになったところ、与謝野委員は、辻委員が裁判員制度に反対しているのではないかと問いただす場面もあった。与謝野委員は、民主党案が可視化に固執するあまり、真実発見の障害が生じ、かつ、かえって被告人の権利保障を害する点があるなど、その刑事手続上の問題点を逐一指摘した。

そのほか、泉委員が総合法律支援法案に関する質疑を行った²⁴¹。

21日の委員会では、下村、左藤、桜井、漆原ら各与党委員は、裁判員法案などとともに議題となっている総合法律支援法案について、質疑を行った。

²⁴⁰第159回国会衆議院法務委員会議録第15号。

²⁴¹第159回国会衆議院法務委員会議録第16号。

一方、辻委員は、午前中の委員会では、安倍晋三自民党幹事長の選挙運動用はがきの推薦人に（国立大学法人化する以前の、国家公務員である）国立大学の教授が名前を出しているという報道を受けて、その是非をめぐる議論に時間を費やし、また、中井治委員（民主党）は、イラクへの自衛隊派遣を批判した後、野沢大臣と実川幸夫副大臣の国民年金の加入状況を聞いたしました（この日の委員会の議題には国政調査は含まれていなかったが、これらが、議題である裁判員法案などどのように関係があるのかは、委員からは合理的な説明がなされなかった）。

裁判員法案に関しては、中井委員から、周知期日を5年とする法律の特異性、裁判員制度実施までのタイムスケジュール、補充裁判員を最大6人とすることの要否（委員は、6人は多すぎるとする）、評決において裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるものとしたことの是非²⁴²、裁判地の変更を認める必要性²⁴³などについて（そのほかに、野沢大臣に対する、裁判に関与したり傍聴した経験の有無や、刑事司法制度全体への所感に関する質疑もあった）、山内委員から、裁判員制度下での被疑者・被告人の調書の取扱いについて、それぞれ質疑がなされた。

各委員による質疑が終わった後、柳本委員長が、裁判員法案と改正刑事訴訟法2案の質疑の終局を告げた²⁴⁴。

衆議院法務委員会で質疑が展開している一方で、与党と民主党とが、裁判員法案と改正刑事訴訟法（政府案）の修正に関して、妥協点をみつけるべ

²⁴² これに対する、野沢大臣の「裁判官がどちらか一つ、〔筆者注：評決の際の多数意見〕の判断の中に三人のうち一人は入っていると言うことで憲法上の問題もクリアできます」との答弁に注目したい（第159回国会衆議院法務委員会議録第17号29頁）。裁判員の参加する裁判の評決において、裁判官が少なくとも1人以上与する多数の意見により判断が決せられれば、憲法上の問題が生じないということであるから、裁判官がまったく賛成しない裁判員のみによる多数意見により判断が決せられれば、憲法上の問題が生じると解すべきであろう。

²⁴³ 野沢大臣は、裁判員裁判においても、刑事訴訟法17条1項2号の適用があることを認めた（第159回国会衆議院法務委員会議録第17号29頁）。

²⁴⁴ 第159回国会衆議院法務委員会議録第17号。総合法律支援法案に対する質疑は終局していない。

く、非公式的な議論を断続的に行っていた。新聞報道によれば、民主党は、20日の時点で、裁判員法案に関して、(1)守秘義務違反に対する罰則の上限を1年以下の懲役から6月以下の懲役に引き下げ、任務終了後の裁判員等による違反は罰金を原則とし、漏洩への対価を受けるなど悪質な場合のみ6月以下の懲役とすること、(2)裁判員の参加しやすい環境を整備する努力義務を国に課す規定を設けること、(3)施行3年後に制度の見直しを行うものとする規定を設けることの3点で、与党と合意したという²⁴⁵。そして、民主党は、20日に提出した改正刑事訴訟法案を取り下げる事なく、政府案に対する修正案を与党と共同で提出することになる。

23日、裁判員法案に対し、(1)裁判員等に対する接触規制に係る保釈等の取消事由について、「接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき」とする原案を「接触したとき」に変更し、(2)裁判員等による守秘義務違反（秘密漏泄罪）に対する罰則の上限を1年以下の懲役から6月以下の懲役に引き下げ、裁判員等であった者に対する罰則は、金銭対価を得るなどの悪質な場合を除き、罰金刑に限定し、(3)裁判員の参加する裁判の円滑な運用のために必要な環境を整備する国の努力義務を課す規定と、施行後3年を経過した場合の見直し規定を附則に設けることの3点を内容とする修正案が、また、改正刑事訴訟法（政府案）に対し、開示証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置について、被告人の防御権を踏まえ諸事情を考慮する旨の規定を設けることなどを内容とする修正案が、自民党、民主党及び公明党の共同提案により、衆議院法務委員会に提出され、佐々木・漆原両委員が趣旨説明を行った。

衆議院の所属議員数が少ない共産党と社民党は、法務委員会の委員不在会派であったため、自民党、民主党及び公明党の3会派が合意をすれば、もはや賛否の意思表示をする必要はなかった。3法案と2修正案について、討論はなされず、そのまま採決に付された。まず、改正刑事訴訟法（民主党案）

²⁴⁵ 朝日新聞2004年4月21日朝刊、読売新聞2004年4月21日朝刊、同22日朝刊。

が、起立少数で否決され、次に、裁判員法案に対する修正案が、起立総員で可決、修正案を除く原案も、起立総員で可決された。その後、3会派共同提案により、(1)制度の細目を定め、制度を施行するにあたっては、守秘義務の範囲の明確化や裁判員にわかりやすい立証・説明等の工夫等、円滑で、制度の趣旨が活かされる運用となるよう、国会における論議を十分に踏まえること、(2)国民の理解を得て、国民が自ら進んで裁判員として刑事裁判に参加してもらえるよう、制度の趣旨・内容の周知活動を十分に行うよう努めること、(3)裁判員制度の円滑な実施のため、必要な予算の確保を含め、本法施行前における準備を十分に行うことの3点について、格段の配慮をすることを政府及び最高裁に求める附帯決議が、起立総員で付された²⁴⁶。最後に、改正刑事訴訟法案（政府案）の修正案が、起立総員で可決され、修正案を除く原案も、起立総員で可決された。取調べ状況の可視化の問題などについては、同法案に対して、3会派共同で提案され、起立総員で付された附帯決議で触れられることとなった。

3法案は、同日午後の衆議院本会議に緊急上程され、委員長報告の後、討論もなく、採決され、改正刑事訴訟法案（民主党案）は起立少数で否決、裁判員法案は異議なし採決により修正議決、改正刑事訴訟法（政府案）は起立多数で修正議決された²⁴⁷。

本会議終了後、河野洋平衆議院議長は、直ちに、修正議決された2法案を参議院に送付した。

なお、日本雑誌協会は、裁判員法案が衆議院で可決された23日、「新たなメディア規制を促し、憲法に抵触する法案」として、「厳重に抗議する」とする緊急声明を公表した²⁴⁸。

²⁴⁶ 第159回国会衆議院法務委員会議録第19号2頁。

²⁴⁷ 官報号外第159回国会衆議院会議録第27号。

²⁴⁸ 朝日新聞2004年4月24日朝刊。なお、日本雑誌協会は、裁判員法案が参議院で可決され、成立した5月21日にも、「あまりの拙速な審議に驚きを禁じ得ない」とし、「抜本的修正、もしくは全面的な見直しをはかるべき」とする抗議声明を出している（朝日新聞2004年5月22日朝刊）。

20 参議院での議論

2004年4月28日午前10時に開議した参議院本会議では、野沢大臣が趣旨説明をした後、法案に対して、民主党を代表して江田五月参議院議員（民主党）が、公明党を代表して木庭健太郎参議院議員（公明党）が、共産党を代表して井上哲士参議院議員（共産党）が、それぞれ質問した。

江田議員は、わが国の裁判の現状に対して国民は満足しているか否か（議員は、裁判が遅く、裁判所が不親切で、法曹が国民から縁遠く、官僚的な司法であるから、大いに不満であると述べる）、司法制度改革に対して内閣がどのような姿勢をとってきたか（そして、今後、どのような態度をとるのか）、裁判員の参加する裁判の評決は全員一致の結論を得るよう努力すべきと考えるか、取調べ状況の可視化など、制度上・運用上の工夫は十分か、守秘義務の範囲を限定すべきではないかなどについて、野沢大臣に質問した。合議体の構成については、江田議員は、民主党が「裁判官に比べて裁判員の数を圧倒的に多くし、しかも評決には特別多数決を要する」とすべきと主張してきたことを述べ、政府案を了承したものの、「実は心配なのです」と述べるにとどめた²⁴⁹。

木庭議員は、裁判員制度の導入の意義、対象事件²⁵⁰、合議体の構成、裁判員の辞退事由を政令に委任する理由、裁判員にとって迅速でわかりやすい裁判にするための手続上の配慮、国民の理解と参加意識の向上の方策などについて、野沢大臣に質問した。

井上議員は、わが国の刑事裁判の現状（議員は、有罪率の高さを問題視し

²⁴⁹ 官報号外第159回国会参議院会議録第19号（その1）12頁。

²⁵⁰ 裁判員裁判の対象事件を重大犯罪とした理由について、野沢大臣は、裁判員制度の円滑な導入のためには対象事件を限定する必要があり、その範囲については、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい重大事件とすることが相当であると考えたためであると答弁した（官報号外参議院会議録第19号（その1）15頁、同趣旨のものとして、4月9日の衆議院法務委員会での山内委員に対する野沢大臣の答弁（第150回国会衆議院法務委員会議録第12号10頁））。

ている) や政府案における裁判員の位置づけ (議員は、「裁判員は裁判官のお手伝いをするような制度」であるという²⁵¹) などについて質問したうえで、裁判官1人—裁判員9人とすべきとする合議体の構成についての共産党の主張を説明したうえで、裁判員を裁判官の3倍以上とすべき、取調べ状況の可視化と検察官手持ち証拠の開示を進めるべき、守秘義務の範囲を限定し、その違反に対する罰則から懲役刑を削除すべき、休業補償制度を整備すべきなどと主張した。共産党は、衆議院では政府案に賛成していながら、参議院での審議では、なおもすでに決着がついた問題であるはずの合議体の構成などに関して、主張に固執した。

ところで、参議院で裁判員法案が審議されている一方で、同じく同日の午前から開議していた衆議院厚生労働委員会では、年金制度改革関連法案の審査が行われていたが（午後は、小泉純一郎内閣総理大臣が出席したうえでの締括質疑であった）、野党委員が欠席したり、出席するも質疑を中断するなどして、会議は混乱した。厚生労働委員会では同法案の採決を行い、可決すべきものと決せられたが、これにより与野党の対立が決定的になったところ、さらに、同日、福田康夫官房長官など4閣僚に加え、菅直人民民主党代表にも国民年金保険料の未納期間があったことが判明し、年金制度改革をめぐる混乱が激化した。

事態の収拾を図るため、連休明けの5月6日、自民・公明・民主の3党は、両院の厚生労働委員会に小委員会を設置し、年金制度改革関連法案の附則の修正を行うことなどで合意し、11日、同法案は、衆議院本会議において修正議決され、国会は正常化した²⁵²。

5月11日、参議院法務委員会では、4月28日の本会議終了後に付託された法案の趣旨説明が野沢大臣により、衆議院における修正部分の説明が佐々木秀典衆議院議員により、それぞれ行われ、質疑に入った。質疑者は、松村龍

²⁵¹ 官報号外第159回国会参議院会議録第19号（その1）16頁。

²⁵² 「第百五十九回国会（通常会）主要日誌」議会政治研究72号102-103頁。

二（自民党）、江田五月、岩井國臣（自民党）、角田義一（民主党）、木庭健太郎、井上哲士の各委員であった。

松村委員は、裁判員制度の導入の意義、諸外国の陪審制度・参審制度の概要とそれらと裁判員制度との相違点、裁判員制度の憲法適合性、国民の理解を得るために政府が努力する必要性、裁判の迅速化の方策、合議体の構成²⁵³、対象事件（一定の事件に限定した理由と、適用除外規定を設けた理由）、裁判員の選任方法（選挙人名簿からの無作為抽出とした理由）、裁判員になることを法律上の義務とした理由²⁵⁴、評決の要件（過半数とした理由と、裁判官と裁判員の双方の意見を含むものであることを要するとした理由）、評議において裁判員が十分に意見を述べられるようにするための配慮、国民の負担が過重なものにならないようにするための手当て、裁判のための有給休暇制度を設けることの是非、法案71条（平成19年法改正後の100条）の不利益取扱禁止規定の法的効果²⁵⁵、労働者が裁判員の職務を行いやすくするために企業や社会の裁判員制度への理解を得る必要性、裁判員等の個人情報の

²⁵³ 裁判官3人—裁判員6人の合議体では、裁判員が実質的に審理に参加できないのではないかという指摘に対しては、山崎事務局長は、裁判員の員数が裁判官のそれの2倍であること、最終的な判断は裁判員の意見を含む過半数の意見によるとされていること、裁判長は裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職務を十分に果たすことができるよう配慮しなければならないとする規定を置いていることから、裁判員の実質的な関与は十分に期待できると答弁している（第159回国会参議院法務委員会会議録第15号5頁）。

²⁵⁴ 山崎事務局長は、裁判員はできるだけ幅広い層の国民の中から選任される必要があるが、その要請を制度的に担保するため、また、国民の負担を平等なものにするため、法律上の義務としたと答弁したうえで、もし法律上の義務としない場合、希望者のみが裁判員となる制度になるが、それでは、選任される裁判員の資質や考え方方に偏りが生ずることも懸念されると述べた。（第159回国会参議院法務委員会会議録第15号5頁）。

²⁵⁵ 山崎事務局長は、労働者が裁判員としてその職務を行うことについては、労働基準法7条の適用があり、労働時間中であっても裁判員の職務に必要な時間は職場を離れうることを確認したうえで、法案71条（平成19年法改正後の100条）については、この規定に違反する法律行為や業務命令は、民事上無効になり、労働者が業務命令に従わない場合でも、就業義務違反にならず、雇用契約上の債務不履行責任が生じないと答弁している（第159回国会参議院法務委員会会議録第15号6頁）。

保護のための手当て、裁判員等に対する接触の規制（禁止）などについて、質疑した。

江田委員は、質疑時間の多くを、民主党代表の年金保険料未納問題の弁解と、野沢大臣の年金保険料未納期間の有無の質問にあてた。これらが議題とどのように関係があるのかは、委員からは合理的な説明がなされなかった。同一被告人に複数の事件が起訴された場合の併合審理の問題についての江田委員の質疑に対して、山崎事務局長は、同一被告人に複数の事件が起訴された場合の併合審理の問題については、検討会において結論を出すに至らなかったため、「この法案、御承認をいただいた後、この点についても継続して検討を続けていかざるを得ないだろうという認識を持っている」、「その施行の前に必要であるということで法改正が必要であれば、それもやらざるを得ないだろうという認識は持っている」と答弁した点には注目したい²⁵⁶。この問題は、その後、裁判員法が制定された後、2007年5月、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第60号）により、裁判員法が改正され、部分判決制度²⁵⁷が創設され、立法的に解決することになるが、制定時点では未解決の問題を残したまま、裁判員法案が提出され、提出者自身も、法律の施行までに改正が必要であることを認知している点で、きわめて特異な立法であるといえよう。そのほかに、制度の導入が捜査過程にもたらす副次的効果（委員は、わが国の刑事裁判が、自白と供述調書等に過度に依存しており、捜査が密行で行われている点が問題であると指摘したうえで、裁判員制度の導入に伴いその点を改めるべきであるとし、

²⁵⁶ 第159回国会参議院法務委員会会議録第15号11頁。

²⁵⁷ 裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任と職務の遂行を確保するため特に必要があるときは、併合事件の一部につき区分審理決定をし、区分事件の審理をする合議体が部分判決をしたうえで、その余の事件と併合事件全体についての審理・判決をする制度である。部分判決制度については、江口和伸「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」について」刑事法ジャーナル9号（2007年）88頁、隣良行「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律の概要」ジュリスト1342号（2007年）154頁、長沼範良「部分判決制度の意義と課題」ジュリスト1342号146頁を参照。

取調べ状況の可視化を求めた）、裁判員制度の導入に向けての最高裁の対応、裁判員制度に対する啓発活動のあり方、日弁連が作成したビデオドラマ『裁判員』の野沢大臣等の視聴の有無²⁵⁸、裁判員制度に関する予算の確保に対する覚悟、公判前整理手続と起訴状一本主義との関係などについての質疑があった。

岩井委員は、「私、今回の裁判員制度に必ずしも反対というわけではないんですけども」と断ったうえで、「果たして我が国の現状においてこういう制度がいいのかどうか、かなり素朴な疑問をもっておりまます」と述べ、裁判員制度がわが国の伝統ないし国民性に適合するかや、制度を導入する社会的必然性があるかなどについて質した²⁵⁹。

裁判員制度の導入の意義についての質疑を通じて、「国民の司法参加による公共精神の養成という面もあると思」うとの岩井委員の発言（委員は、それが制度導入の副次的な意義であると理解しているとする）に対して、山崎事務局長は、「ただいま御指摘のように、国民に刑事裁判の過程に直接参加をしていただくことによって、社会秩序やあるいは治安、あるいは犯罪の被害者や人権といった問題ですね、こういう問題、国民一人一人にもかかわり

²⁵⁸ 野沢法務大臣、実川幸夫法務副大臣、中野清法務大臣政務官、樋渡利秋法務省刑事局長及び横田尤孝法務省矯正局長は、見ていないとの回答を、山崎事務局長及び大野市太郎最高裁判所事務総局刑事局長（最高裁判所長官代理者）は、見ているとの回答を、それぞれ行った（第159回国会参議院法務委員会会議録第15号10頁）。同日の委員会に出席していた中山隆夫最高裁判所事務総局総務局長（最高裁判所長官代理者）は、回答しなかった。なお、この映画についての野沢大臣の感想は、第159回国会参議院法務委員会会議録第17号（その1）13頁及び同第18号5頁。

²⁵⁹ 第159回国会参議院法務委員会会議録第15号12-13頁。岩井委員は、「この法律を制定するに至った社会的背景というのは何か、裁判員制度の導入がなぜ今我が国で必要なかというところがよく私には分からぬわけござりますけれども、そういった……社会的な必然性というものがあるんでしょうか」と述べて、政府のさらに丁寧な説明を求めた。なお、岩井委員は、「私は、政策の選択の問題だらうと思っておりまして、まだちょっとこの裁判員制度そのものは我が国においてちょっと早過ぎるのではないか、まだほかにやるべき政策が幾つかあるのではないかという気がして仕方ないわけあります」と述べたうえで、陪審制度の導入であれば、これを認めることは客かではないが、量刑の判断に関与させることについては「大変大きな疑問を持ちます」とも述べている。

がある問題だと考えていただく契機になるということでございまして、正にそれは副次的なものであるという理解でございます」と答弁した。裁判員制度の副次的意義として、国民に公共精神を涵養させることがあることが、政府参考人によって明確に答弁された点は、注目に値する。

また、裁判員制度が裁判官職権行使の独立の原則（日本国憲法76条3項）に違反するか否かについては、この原則は裁判の合議体の外部の者からの独立を意味するので、違反しないとの山崎事務局長による答弁があった²⁶⁰。岩井委員は、国民の中には裁判員となるのに適切ではない者もいるという視点から、裁判員となるのにふさわしい資質を有する者を選考して裁判員とするという制度設計を提案し²⁶¹、辞退事由に関して、具体的な事例について適用があるか否かを尋ねたうえで、政令に委任した理由（委員は、政令に委任するのではなく、法律に定め、その範囲を明確にすべきであるとする）について質疑を行った。

角田委員は、裁判員法案が衆議院において全会一致で修正議決されたことについての野沢大臣の所感を訪ねたうえで²⁶²、裁判員法案の今後の見直しについて、政府の見解を示すよう求めた。これに対して、野沢大臣は、「今ももちろん私どもはこれを最上の法案として」提出するのであるが、「当然、今後の社会情勢の進歩あるいは変化によりまして問題点が出てくる、あるいは気が付く、そしてそこでどうしても直す必要があるならば、その段階はもち

²⁶⁰ なお、日本国憲法76条3項の解釈に関して、現行の合議体による裁判でも、裁判官の意見が一致しない場合には、多数決により決することになっており、その場合、個々の裁判官の意見が通らない場合もあるが、それは76条3項の問題ではないという（山崎事務局長の答弁、第159回国会参議院法務委員会会議録第15号15頁）。

²⁶¹ 第159回国会参議院法務委員会会議録第15号15頁。もっとも、これは、裁判員となることについての障害事由をなるべく少なくすべきとする民主党の基本的な観点とはまったく異なるものであった。

²⁶² これに対して、野沢大臣は、「満場一致の御裁可をいただきましたとき、私も感激をすると同時に、大変実は驚きまして、必ずこれはだれか一人くらいは造反が出るのかなどというイメージは持った」と告白している（第159回国会参議院法務委員会会議録第15号20頁）。

ろん……必要な段階には必要な措置を取る」ことを認め、山崎事務局長も、「問題が起こるとすれば、何年を待つという必要もない、必要なときに必要な改正をしていかざるを得ないということを前提に、頭に置いておりました」と述べた²⁶³。

また、裁判員になることを法律上の義務とした点が日本国憲法18条後段（意に反する苦役の禁止）に違反するか否かについて、裁判員となる義務の履行を担保するための手段として、秩序罰として過料を科すにとどめている点（刑事罰や直接的な強制措置を講じていない点）、一定のやむを得ない事由がある場合に辞退を認める制度がある点（加えて、適切に義務の免除が得られる制度を設けている点）、迅速な裁判を実現するための刑事訴訟法の改正、出頭した裁判員に対する旅費や日当等の支給など国民の負担を軽減するための措置を講じている点などから、この義務は、裁判員制度の実施のために必要最小限度のものであり、憲法18条に違反するものではないとの政府の答弁があった²⁶⁴。そのほか、角田委員からは、被告人の権利と裁判員制度との関係、争点整理を非公開の準備手続で行うこと、取調べ状況の可視化の意味とそれに対する最高裁及び法務省の見解、供述調書の証拠能力の意味と可視化との関係、直接主義・口頭主義の原則などに関する質疑があった。

木庭委員は、理由なし不選任請求を認める理由（これに対して、裁判の公正を確保して、当事者から信頼される合議体を構成するためとの答弁があった²⁶⁵）、裁判員に選任されなかった候補者への配慮、候補者のプライバシーを保護の方策、裁判員義務の延期制度、一般国民が事実認定と量刑を

²⁶³ 第159回国会参議院法務委員会会議録第15号20頁。

²⁶⁴ 山崎事務局長の答弁。第159回国会参議院法務委員会会議録第15号21頁。

²⁶⁵ ある裁判員候補者について、質問手続を通じて、当事者が不公正な裁判をするおそれがある者と感じたとしても、そのことを具体的な根拠に基づいて明らかにすることが相当ではなく、または、困難である場合も考えられるが、そのような場合に、理由を示さず不選任の請求を行うことを認め、これについて、裁判所が不選任の決定を行うものとするために、理由なし不選任請求手続が設けられたという（山崎事務局長の答弁、第159回国会参議院法務委員会会議録第15号25-26頁）。

決定することの意義と効果、裁判員制度により量刑のばらつきが生じるおそれ²⁶⁶、法令の解釈と訴訟手続に関する判断に裁判員が関与しないこととした理由、被告人に対する質問権を裁判員に認める理由、控訴審では裁判員制度を導入しない理由²⁶⁷、裁判員の参加した第1審の判決を控訴審で破棄自判することの意義、裁判の迅速化、裁判員制度の広報活動などについて、質疑を行った。

井上委員は、この期に及んでもなお、合議体の構成を裁判官1人—裁判員9人とし、評決を3分の2以上の特別多数決にし、死刑判決の場合は全員一致にすべきであると主張したが、これに対して、政府参考人は、政府案の妥当性を主張するほかなかった。そのほかに、いわゆる冤罪事件についてや、疑わしきは被告人の利益にという原則、評議・評決のあり方（委員は、合議体において、全員一致を目指して評議を尽くすべきであり、裁判官は裁判員よりも後に意見を述べるべきとする）、裁判官による説示（委員は、裁判員の役割などについての説示は、公判で行うべきであるとする）、自白の任意性、取調べ状況の可視化などに関する質疑があった。また、山崎事務局長から、裁判員裁判における量刑の評決について、具体例を示しながら解説がなされた²⁶⁸。

13日の午前中の委員会では、長谷部恭男東京大学法学部教授、四宮啓弁護士（早稲田大学法科大学院教授）、土屋美明共同通信社論説委員、伊藤和子弁護士（市民の裁判員制度つくろう会運営委員）の4人を参考人とし、質疑が行われた。質疑者は、吉田博美（自民党）、江田、木庭、井上の各委員で

²⁶⁶ 檢察官により求刑が、弁護人により弁論がなされ、評議において裁判官により量刑について判例の傾向が説明されるため、大幅なばらつきは生じえず、また、是正が必要な場合には、控訴審等があるとの見解が示された（山崎事務局長の答弁、第159回国会参議院法務委員会会議録第15号27頁）。

²⁶⁷ 控訴審は、事後審であり、また、第1審に比べて相当に負担が重いので、裁判員が関与するのは相当ではないためであるという（山崎事務局長の答弁、第159回国会参議院法務委員会会議録第15号28頁）。

²⁶⁸ 第159回国会参議院法務委員会会議録第15号36頁。

あった。

長谷部参考人は、裁判員制度が日本国憲法と整合するか否かに関して、(1)日本国憲法32条にいう裁判所において裁判を受ける権利の保障との関係、(2)憲法が裁判所の構成要素として身分保障のある職業裁判官のみを規定しており、それ以外の者が裁判に関与することを想定していないとの議論、(3)裁判員制度が一般市民の行動の自由を束縛し、その思想・良心の自由を侵害しうるという議論について論じ、また、裁判員制度の導入の意義として公正・適正な裁判の実現に資する点を挙げるべきであると主張した²⁶⁹。審議会では日弁連のヒアリングの説明補助者として、検討会では委員として、日弁連の見解を強く主張していた四宮参考人は、国会の委員会では、法案に対して「基本的に賛成をいたします」²⁷⁰あるいは「支持する」²⁷¹と明確に述べた。一方、

²⁶⁹ 長谷部参考人は、憲法との整合性に関して、(1)につき、裁判官による裁判を受ける権利を保障した大日本帝国憲法24条においても、陪審制度が運用されており、また、そこでいう裁判官とは裁判機関を意味し、官吏である必要はないというのが通説的見解であったこと、(2)につき、比較法的に見れば、憲法の条文上は職業裁判官についての規定しかないにもかかわらず、陪審制度をもつ國も存在しており、また、裁判について圧力を加えられるおそれは職業裁判官と陪審員・裁判員とでは同一に論ずることはできないこと、(3)につき、思想・信条ゆえに裁判員の職務を行えない者については、辞退が認められる規定があり（法案83条（平成19年法改正後の112条）各号にいう正当な理由に該当する）、また、一般的な行動の自由は、憲法上、厚く保障される自由とは言いがたいことを解説し、また、裁判員制度が公正・適正な裁判の実現に資する理由として、(1)2つの選択肢の中から1つの解答を選ぶ問題について、ある集団の構成員が正しい選択をする確率が平均して2分の1を超えており、かつ、各構成員が独立に投票するとすると、その集団が多数決により正答に到達する確率は構成員の数を増すにつれて増大するというコンドルセの陪審定理と、(2)多様な知識・経験を備えた多数人から構成される合議体での議論の結論は、その合議体の最も卓越した構成員が独力で到達した結論よりも優れたものになるというアリストテレスの『政治学』での議論を挙げ、後者の観点から、国民の司法参加の制度として、陪審制度よりも裁判員制度のほうが望ましいと述べた（第159回国会参議院法務委員会会議録第16号2頁）。また、長谷部参考人は、木庭委員からの質疑に答えて、少なくとも日本国憲法の文言上、被告人には職業裁判官による裁判を受ける権利は保障されておらず、また、裁判員制度に関して憲法改正を必要とせず、現行憲法下でも裁判員制度を設けることは可能であると述べた（11頁）。

²⁷⁰ 第159回国会参議院法務委員会会議録第16号2頁。

²⁷¹ 第159回国会参議院法務委員会会議録第16号3頁。

同じく検討会の委員を務めた土屋参考人は、法案のいくつかの規定について、「不満があります」あるいは明確に「反対です」と述べている²⁷²。土屋参考人は、検討会で議論がなかったにもかかわらず与党内調整の結果急遽登場した小規模合議体に対して違和感をもつと述べ、裁判員の就職禁止事由を限定的にすべきであり、思想・信条を理由とする辞退事由を設けるべきではなく、守秘義務の範囲を明確化し、その違反に対する罰則から懲役刑を削除すべきなどと主張した。伊藤参考人は、市民の裁判員制度つくろう会の主張である裁判員休業制度、出頭期日の延期制度、育児・介護に従事する女性の支援策などの創設、日当の高額化、出頭義務違反と守秘義務違反の罰則の撤廃、全員一致または3分の2以上の特別多数決による評決などを主張したが、合議体の構成に関する主張は、「裁判官が三名ということで影響力が極めて大きいのではないかと危惧するもの」で、「この点について、今後、改正なども含めて様々な御議論をいただきたい」と述べるにとどめた²⁷³。

午後は、政府に対する質疑が行われたが、その冒頭に、野沢大臣から、総合法律支援法案についての趣旨説明がなされ、次回以降、法務委員会では、裁判員法案・改正刑事訴訟法案と同法案とが一括して審査されることになった。質疑者は、吉田、千葉景子（民主党）、木庭、井上の各委員であったが、このうち、吉田・木庭両委員は、改正刑事訴訟法案を中心に質疑を行った。

裁判員法に関しては、施行停止中の陪審法の扱い²⁷⁴や、衆議院での主要な修正部分の趣旨²⁷⁵、評議の秘密に該当する具体例などが確認された。

17日には、2班に分かれて地方公聴会が行われた。

仙台市へ派遣された第1班は、山本保委員（委員長、公明党）を団長とし、吉田、愛知治郎（自民党）、小川勝也（民主党）、角田、井上の各委員により

²⁷² 第159回国会参議院法務委員会会議録第16号5頁。なお、土屋参考人は、「私は日本新聞協会を代表する立場ではありません」と述べている（6頁）。

²⁷³ 第159回国会参議院法務委員会会議録第16号7頁。

²⁷⁴ 裁判員制度は停止中の陪審制度とは別の新しい制度であり、陪審法をどうするかについては、裁判員制度の実施状況等を踏まえ、今後検討すべきものとされた（樋渡法務省刑事局長の答弁、第159回国会参議院法務委員会会議録第16号19頁）。

構成され、松田謙一仙台検察審査会副会長兼総務部長、田岡直博弁護士（宮古ひまわり基金法律事務所長）、遠藤香枝子宮城県情報公開審査会審議委員、主婦の天野清子氏、佐藤正明弁護士の5人の公述人から意見を聴取した。裁判員制度に関しては、その導入の意義と期待すること、裁判員の責任、守秘義務、各公述人の裁判への参加意欲の有無、裁判員制度に関する公述人周辺での議論や受け止め方の様子、日本の伝統の下での裁判員制度のあり方のほかに、裁判員制度下における取調べ状況の可視化の意義などについて、議論が行われた。

大阪市へ派遣された第2班は、松村委員（理事）を団長とし、木庭、小泉顕雄（自民党）、陣内孝雄（自民党）、江田、樋口俊一（民主党）の各委員により構成され、山本一宏日本司法書士会連合会常任理事、主婦の大東美智子氏（開かれた裁判を求める市民フォーラム事務局員）、前田葉子大阪府更生保護協会常務理事（三和住宅株式会社代表取締役）、宮崎誠日弁連副会長、遠藤一清検察審査協会関西連合会専任理事（大阪検察審査会常任理事）、西村健日弁連司法改革実現本部事務局次長の6人の公述人から意見を聴取した。裁判員制度に関しては、その導入の意義、合議体の構成、裁判員の適正な男女比、守秘義務とその違反に対する罰則を設けることの是非、裁判員の参加しやすい環境整備、裁判員裁判に対する国民の信頼性の確保、裁判員の量刑判断への関与などについて、議論が行われた。

18日の委員会では、法務委員会の理事である吉田・松村両委員から地方公

²⁷⁵ 裁判員等による秘密漏示罪の刑罰を軽減したことについて、秘密漏示罪は、国家公務員や調停委員の場合は懲役1年を上限としており、当初の政府案もそれに倣ったものであると認識されるところ、裁判員制度の場合には、裁判員は本人の希望により就職するものではなく、また、その職務遂行を法律上の義務としていることから、裁判員となる国民の負担を軽減する必要があるので、6月以下とすることとし（評議における意見表明の自由や裁判の公正さ及びそれに対する国民の信頼の保護の観点から、悪質なものについて懲役刑を選択できるようにする必要性は、なお残る）、職務遂行中の裁判員と終了後の裁判員であった者とでは、守秘義務違反の悪質性は異なるものと考え、後者については、懲役刑を設けず、罰金刑のみとした（佐々木秀典衆議院議員の答弁、第159回国会参議院法務委員会会議録第16号19-20頁）。

聴会の報告が行われた後、吉田、松村、千葉、角田、木庭、井上の各委員により、質疑が行われた。このうち、松村委員は、専ら取調べ状況の可視化について、千葉・井上両委員は、主に改正刑事訴訟法案について、質疑を行った。

裁判員法案に関しては、候補者に対する選任手続での質問、守秘義務の趣旨²⁷⁶、範囲及びその違反に対する罰則の意義、対象事件からの適用除外、裁判員制度の広報活動、評議のあり方と証拠の扱い、裁判員による量刑の判断の意義、裁判員の証人尋問権、裁判員等に対する接触の規制（禁止）の規定（法案73条（平成19年法改正後の102条））を設けた趣旨²⁷⁷、労働者が裁判員として参加しやすくするための措置²⁷⁸、施行後の裁判員制度の運用状況の公表、裁判所の職権による裁判員の解任の方法などについて、議論がなされた。

各会派理事が参加した18日の法務委員会理事懇談会（共産党の井上委員は、オブザーバーとして参加した）で、20日の委員会で採決を行うことが決まり²⁷⁹、この時点で、21日の本会議での成立が確定した。ただし、18日の委員会で質疑を終局させていなかったため、20日にも委員会質疑をしなければならなかった。

²⁷⁶ 守秘義務の意義については、国会審議の中で繰り返し論じられているが、この日の委員会における山崎事務局長の答弁が最も整理されている。すなわち、裁判員に対して守秘義務を課す理由は、(1)他人のプライバシーを保護し、(2)裁判の公正さと裁判へ国民の信頼を確保し、評議における裁判員の自由な意見表明を保障するためである。後者に関しては、「裁判員が後に批判されることを恐れたりして自らの意見を開陳することを差し控えるということがないようにして、その自由闊達に様々な意見交換がされ、充実した評議が行われるようにしようとするもの」であり、「このことは、裁判において適正な結論が得られるようにする上で非常に重要な意味がある」とともに、裁判員の負担を軽減する意味もあるという（第159回国会参議院法務委員会会議録第17号（その1）3頁）。

²⁷⁷ 裁判員等に対する接触の規制（禁止）についても、国会審議の中で繰り返し論じられているが、ここでは、最も整理されているこの日の委員会における野沢大臣の答弁を確認しておきたい。すなわち、法案73条（平成19年法改正後の102条）の趣旨は、「裁判の公正及びこれに対する信頼を確保するとともに、裁判員の生活の平穏を保護して、その負担を軽減すること」であり、特に報道機関を対象としたものではなく、裁判の終了後は、裁判員等が職務上知り得た秘密を知る目的での接触に限定して規制していることなどから、いわゆる報道規制には該当しないという。報道の自由や国民の知る権利に配慮するという観点や、報道機関において自主的な取組みが努力されていることを考慮し、法案では事件の報道に関する特別な規定を設けないこととしたとのことである（第159回国会参議院法務委員会会議録第17号（その1）20頁）。

らなかった。

20日の委員会では、江田、角田、井上、松村の各委員が質疑を行った。

最初に質疑に立った江田委員は、冒頭で、実川副大臣と中野大臣政務官の年金加入状況を尋ねた（これが議題とどのように関係があるのかは、委員からは合理的な説明がなされなかった）。次に、「衆議院の方で、与党と民主党とで修正の合意ができる、両法案とも修正をされた、そして全党、すべての本会議に参加の皆さんに賛成をされて可決をして参議院に送られた……、ずっとこれまで裁判員法案のでき上がりしていく経過を見ますと、確かに閣法ということで出されてはいるんですが、その閣法になる過程で与党の方で大変な議論があったと。与党の自民党の中でも大変な議論がある……、公明党の場合は私どもとかなり共通する認識もあるわけですけれども、議論があって、そして与党で合意をお作りになって、これが閣法として出てきて、さらに国会で、野党も、まあ民主党だけかもしれません、加わって、与野党の大きな合意ができる、みんなの賛同でこういう制度をスタートさせようということになったわけですね」と回顧し、答弁者として立った与謝野馨衆議院議員も、それに呼応したうえで、裁判員法案が「全党一致で成立したということは、この法案の今後の運用については大変良かったと私は思っております」と述べた²⁸⁰。裁判員法案に関する質疑事項としては、模擬裁判やビデオドラマ『裁判員』についての所感、評議のあり方、小規模裁判体の意義と運用、法案15条の裁判員の就職禁止事由の意義²⁸¹、裁判員制度に対応する裁判

²⁷⁸ 法案71条（平成19年法改正後の100条）が裁判員等であることを理由とした解雇その他の不利益取扱いを禁止している（これに反する解雇処分等は、無効である）ほか、裁判員としての職務が労働基準法7条にいう「公民権の行使」にあたるので、同条により、労働者が労働時間中であっても必要であれば離職できる（これに反して使用者が裁判員の職務を執行するために必要な時間を与えなかった場合には、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる）という。なお、特別の裁判員休業制度を創設するか否かについては、事業者の負担等を考慮して慎重に検討がなされなければならないという（山崎事務局長の答弁、第159回国会参議院法務委員会会議録第17号（その1）23頁）。

²⁷⁹ 読売新聞2004年5月19日朝刊。

²⁸⁰ 第159回国会参議院法務委員会会議録第18号2頁。

所等の整備、推進本部解散後の改革の推進体制、裁判員制度下の接見交通権のあり方、裁判員の参加した第1審の判決を控訴審で破棄自判することの意義などに関するものがあった。

公明党からも質疑時間を譲与された最後の質疑者である松村委員は、自ら最後に大局的な質疑をすると述べたうえで、裁判員制度がわが国の刑事裁判の長所を損なわずに維持・発展しうるものか否かを確認し、制度の導入にあたり国民の意識改革の必要性を説き、最後に、野沢大臣と実川副大臣の所感を質して、山本委員長が質疑の終局を告げた²⁸²。

その後、井上委員から、裁判員法案に対して、(1)合議体の構成を裁判官1人—裁判員9人とし、評決は3分の2以上の特別多数決により、死刑の判断は全員一致によるものとし、(2)裁判員等の守秘義務の範囲を狭め、その違反に対する罰則から懲役刑を削除し、(3)裁判員候補者による虚偽記載罪等の規定を削除し、(4)法施行までに、取調べ状況の可視化及び検察官手持ち証拠の開示義務づけの制度の導入の検討ならびに必要な法制上の措置等を講ずることを内容とする修正案が、改正刑事訴訟法案に対する修正案とともに提出された。参議院の委員会では、井上委員が討論を申し出、改正刑事訴訟法案の原案に反対、修正案に賛成、裁判員法案の原案・修正案ともに賛成の討論を行ったが、他の会派の委員から討論の申し出はなかった²⁸³。

裁判員法案に対する修正案は賛成少数で否決され、原案が全会一致で可決された。その後、自民党、民主党、公明党及び共産党の共同提案により、(1)裁判員制度の円滑な実施のため、国民の意見をも聴きつつ、制度の周知活動の実施を含め、本法施行前における準備を十分行うこと、(2)裁判員制度の施行までの準備を行う過程において、制度の円滑な実施の観点から必要な場合

²⁸¹ 法案15条18項により、自衛官が就職禁止事由とされている趣旨が、ここで初めて示された。すなわち、予測困難な緊急事態への対処が必要な職務であるためであるという（山崎事務局長の答弁、第159回国会参議院法務委員会会議録第18号9頁）。

²⁸² 第159回国会参議院法務委員会会議録第18号20頁。

²⁸³ 第159回国会参議院法務委員会会議録第18号21頁。

には、制度上の手当てを含めて適切に対処すること、(3)裁判員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう、広く国民に説明するよう努めること、(4)裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる事由を政令で定める場合には、幅広い国民の良識を裁判に反映するという制度の趣旨及び国民の負担を過重なものとしないという要請に十分な配慮をすること、(5)74条（平成19年法改正後の103条）による実施状況に関する資料の公表に当たっては、裁判員制度の運用の改善などのための検討に資するようにするという同条の趣旨を十分に踏まえること、(6)附則3条を踏まえ、仕事や家庭をかかえた国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるよう社会的環境の整備に一層努めることについて、格段の配慮をすることを政府及び最高裁に求める附帯決議が、全会一致で付された。なお、改正刑事訴訟法案については、委員会は、同様に、修正案を賛成少数で否決し、原案を賛成多数で可決し、自民党、民主党及び公明党3会派共同提案による附帯決議を全会一致で付した²⁸⁴。

裁判員法案は、21日、参議院本会議で、賛成180、反対2で可決され（投票総数182）、裁判員法は成立した。押しボタン投票により採決がなされたため、反対の2名は、無所属の会に所属する椎名素夫参議院議員と山本正和参議院議員であったことが判明している。ただし、無所属の会に所属していた他の議員が賛成票を投じていることから、無所属の会の会派としての意思が反対だったのではなく、反対した2名の議員が、個人の見解として反対したものと思われる²⁸⁵。なお、改正刑事訴訟法案は、賛成160、反対22で可決され（投票総数182）、改正刑事訴訟法も成立した²⁸⁶。

²⁸⁴ 第159回国会参議院法務委員会会議録第18号21頁。なお、この日の委員会では、裁判員法案・改正刑事訴訟法案の採決後も、総合法律支援法案を議題として質疑がなされた。

²⁸⁵ 無所属の会は、第159回国会開会中に参議院に存在した野党系会派の1つで、平常から議員個人の政策を重視し、選挙時においても会派として共通の政策を持たないことが特色であった。

²⁸⁶ 共産党と社民党の所属議員が、反対した（官報号外第159回国会参議院会議録第23号）。なお、裁判員法案に反対した2名の議員は、改正刑事訴訟法案には賛成した。

結局、国会審議全体を通じて、裁判員制度に対して明確に反対の意思を示したのは、椎名議員と山本議員のみであった。

裁判員法は、平成16年法律第63号として、5月28日に公布された²⁸⁷。

7月6日、第32回検討会が、公的弁護制度検討会（第14回）との合同で行われ、裁判員法及び改正刑事訴訟法の成立経過と概要について、事務局の辻参考官により説明がなされ、井上座長と山崎事務局長による挨拶が行われた。

（以下、次号）

²⁸⁷ 裁判員法附則1条本文は、「この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」と規定しており、裁判員制度そのものは、施行令の制定により、2009年5月までに施行されることになる。5年間の周知期間を置いたのは、広報活動、改正刑事訴訟法により導入される公判前整理手続などの刑事裁判の充実・迅速化のための諸制度の円滑な運用の実現、最高裁判所規則の制定など制度施行の前提となる関連諸制度の整備、裁判員の選任に関する事務を処理するための体制、連日の開廷に対応することができる公的弁護体制を含め、人的・物的体制の整備を行う必要があるためであるとされる（辻裕教「法案提出に至る経緯と法案の概要」ジュリスト1268号（2004年）57頁、安東章「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の経緯と概要」法律のひろば57巻9号（2004年）13頁）。なお、同条ただし書により、政府と最高裁判所が、施行までの期間に「国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならない」とする附則2条の規定は、公布の日（附則1条ただし書1号）、裁判員候補者予定者名簿や裁判員候補者名簿の調製など裁判員選任手続に関する規定、不利益取扱いの禁止などの裁判員等の保護のための規定、その他事務区分に関する規定、経過措置に関する規定の一部などについては、公布の日から起算して4年6月を超えない範囲内において政令で定める日（つまり、制度全体の施行日の6か月以前）とされた（同2号）。